

令和3年度

農林水産省政策評価第三者委員会

令和3年8月3日（火）

農林水産省

午後 2時06分 開会

○常葉広報評価課長 お待たせいたしました。それでは、令和3年度農林水産省政策評価第三者委員会を開催いたします。

本日、委員の皆様方におかれましては、お忙しいところを御出席頂きまして、誠にありがとうございます。

本日の司会進行は、広報評価課長の常葉が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、本日は、新型コロナウイルス感染拡大により、緊急事態宣言が東京都に発令されている状況などを踏まえまして、ウェブ形式での開催とさせていただいております。通信状況等により御迷惑をお掛けするかもしれません。音声のみに切り替える場合等もございますことを、あらかじめ御了承いただければと思います。

初めに、前島危機管理・政策立案総括審議官から挨拶を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○前島危機管理・政策立案総括審議官 皆様、お疲れさまです。危機管理・政策立案総括審議官の前島でございます。

委員の皆様方におかれましては、御多用のところ、また新型コロナウイルスの感染が続いております中、農林水産省政策評価第三者委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本日は、委員の皆様にはオンラインによる御参加をお願いしておりまして、大変御不便をお掛けしておりますけれども、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、林政分野に関しましては、6月に新たな森林・林業基本計画が策定され、これに伴い設定いたしました測定指標につきまして、御議論を頂く予定でございます。

また、農政分野に関しましては、食料・農業・農村基本計画の策定から1年がたちましたので、初年度である令和2年度の実績評価につきまして、御議論を頂く予定でございます。

さらに、水産行政分野に関しましては、本年度は基本計画の最終年度でございます。新たな水産基本計画の検討を行う年であることから、直近の令和2年度の実績評価について御議論を頂く予定でございます。

農林水産政策の効果的かつ効率的な推進には、政策の評価を客観的かつ厳格に実施し、その結果を政策へ適切に反映することが大事だと認識しております。そのためには、本日お集まりいただきました皆様からの専門的な観点からの御意見が、極めて重要だと考えております。是非とも闊達な御議論をお願いいたします。

本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

前島審議官につきましては、公務の都合上、ここで退席とさせていただきます。

次に、会議の出席状況について御報告いたします。

本日は、政策評価第三者委員6名、そして農林水産省行政事業レビュー外部有識者4名の方に御出席を頂いておりますけれども、白田委員、竹本委員、二村委員及び美谷添委員におかれましては、所用のため御欠席となります。

本来であれば御出席の皆様を御紹介すべきかとは思いますが、時間の都合上、お手元の名簿で御確認を頂ければと思っております。

カメラにつきましては冒頭のみとさせていただいておりますので、撮影につきましては、ここまでということで御理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

また、本日の委員会の議事録につきましては、委員の皆様方に後日御確認を頂いた上で、発言者の氏名とともに公表することになっておりますので、あらかじめ御了承をお願いしたいと思います。

それでは、議事の方に移ってまいりたいと思っておりますけれども、本日は議事次第にございますように、三つの議題について御議論を頂くこととしております。

なお、御議論に入ります前に、本省の政策評価基本計画、それから令和3年政策評価実施計画につきましては、本年の7月1日をもって農林水産省の組織が一部再編されたことに伴う変更を、同日付で行っていることを御報告させていただきたいと思います。

それでは、お待たせいたしました、議題1の林政分野につきまして、議論に入りたいと思っております。

本年6月15日に閣議決定されました新たな森林・林業基本計画の策定に伴いまして、林政分野につきましては、測定指標を今回の基本計画に対応したものへと改めておりますので、本日はそれらについて御意見を頂戴できればと思っております。

関連する資料は、資料2から資料4までとなります。

資料1に載せております政策評価体系につきましては、昨年度からの変更はございません。

資料2に載せております林政分野の測定指標につきましては、新たな基本計画の柱立てに合わせて、これまでの指標にはこだわらず新たな指標選定を行うこととし、できる限りアウトカム指標を設定したところでございます。その結果といたしまして、今回は全部で51の測定指標を設定することができましたが、そのうち26指標が新しい指標となっております。

このような中、本日は特に資料2を中心に御覧いただきながら、測定指標について御意見を頂ければ有り難いと思っております。

では、初めに、新たな森林・林業基本計画のポイントを説明していただいた後に、新規指標や主な指標を中心に、「森林が有する多面的機能の発揮」、「林業の持続的かつ健全な発展」、そして「林産物の供給及び利用の確保」の順で、林野庁に説明をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○天野林野庁企画課長 それでは、林野庁の企画課長の天野と申します。よろしく願いいたします。

では、まず指標の説明の前に、森林・林業基本計画の策定につきまして、簡単に御説明をさせていただきますと思います。

森林・林業基本計画は、森林・林業基本法に基づきまして、おおむね5年ごとに変更することとされております。本年6月15日に閣議決定がなされたところでございます。新たな計画では、林業、木材産業の持続性を高めながら成長・発展させ、2050年カーボンニュートラルを見据えた、豊かな社会経済を実現するグリーン成長を掲げまして、一つといたしまして、森林資源の適切な管理及び利用、二つ目といたしまして、新しい林業に向けた取組、三つ目といたしまして、木材産業の国際競争力あるいは地場競争力の強化、四つ目といたしまして、都市等における「第2の森」づくり、さらに、五つ目といたしまして、新たな山村価値の創造と、こういった五つの柱で具体的政策を推進することといたしております、これら新たな計画に基づく施策を着実に実施していきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、測定指標について御説明をいたします。資料2を御覧ください。

林政の政策分野につきましては、1枚目にあります19番目、「森林の有する多面的機能の発揮」、それから、その裏にあります20番目、「林業の持続的かつ健全な発展」、さらに、21番目の「林産物の供給及び利用の確保」の三つの分野というふうになります。

各指標につきましては、基本計画の項目ごとに検討いたしまして、項目内に記載している施策の目標により設定をしているところでございます。

それでは、まずは分野19番目、「森林の有する多面的機能の発揮」に関する測定指標を御紹介させていただきたいと思っております。

一つ目ですが、資料3の5ページをお開きください。

「再造林の推進」の施策におきまして、成長に優れたエリートツリー等の種苗の生産体制の整備を目標といたしまして、「林業用苗木のうち、エリートツリー等の苗木の本数」を指標と

して設定をさせていただいております。

我が国では、利用期を迎えました森林が増加しております。主伐後に再造林を行うことによりまして、多面的機能を持続的に発展させつつ、森林資源の循環利用を推進することが必要だと考えております。特に造林の省力化ですとか低コスト化を図る観点から、成長に優れたエリートツリー等の種苗の生産体制を整備することが重要であるというふうに考えているところで

5月に策定されましたみどりの食料システム戦略におきましては、エリートツリー等の成長に優れた苗木の活用につきまして、2030年までに林業用苗木の3割、2050年までに9割以上を目指すというふうに行っているところでございますが、当面は割合に大きな変化がないことが見込まれますので、エリートツリー等の苗木の生産の状況を端的に把握する手段といたしまして、割合ではなく本数としたところでございます。

目標につきましては、令和12年度を3,000万本といたしまして、各年度の目標値につきましては、特定母樹採種穂園を造成し、その採種穂園から採取されました種苗が山行苗木として供給されるまでに最低6年程度を要しますことから、造成本数の見通しでありますとか、都道府県等からの聞き取りなどをいたしまして、こちらから推計をいたしました。目標期間の後半に増加させる形になりますが、目標を設定したところでございます。

なお、エリートツリー等の苗木につきましては、同様の環境下の対象個体と比較して生産量がおおむね1.5倍以上、材の剛性や幹の通直性に著しい欠陥がなく、雄花着生性が一般的なスギ・ヒノキのおおむね半分以下などの基準を満たすものというふうに行っているところでございます。

続いて、二つ目になりますが、資料3の15ページから17ページを御覧いただきたいと思っております。「カーボンニュートラル実現への貢献」の施策について、御説明をさせていただければと思います。

カーボンニュートラルの実現に向けまして、森林・林業、木材産業が最大限貢献していくためには、適切な間伐等の実施に加えまして、人工林の高齢級化が進む中、中長期的な森林吸収量の確保・強化を図るため、エリートツリー等を活用しながら、再造林を着実に実施し、成長量を稼げる森林を増やすとともに、伐採によって生産された木材を有効に活用いたしまして、炭素の貯蔵を図ることが重要だと考えております。

このため、カーボンニュートラルに係る主な対策といたしまして、「令和3年度以降に間伐等を実施した面積」、それから、「林業用苗木のうち、エリートツリー等の苗木の本数」、さ

らには、「令和3年度以降に人工造林を実施した面積」、及び「国産材の供給や利用量」の四つの指標を採点いたしまして、これらの進捗から総合的に評価することとしたところでございます。

続きまして、三つ目になりますが、24ページを御覧いただきたいと思っております。

「新たな山村価値の創造」の施策のうち、「森林サービス産業」の推進を目標といたしまして、「森林サービス産業」に取り組む地域数を指標として設定をさせていただいております。

我が国全体が人口減少の時代を迎える中、山村地域にあつては、定住の促進を図るだけでなく、山村地域やその住民と継続的かつ多様に関わる関係人口を拡大させていくことが、効果的であろうというふうを考えているところでございます。このような中、近年、新しいニーズといたしまして取組が広がっているのが、宿泊型の健康ツアー、あるいはマウンテンバイク・トレイルツアー、自然共生型のアウトドアパーク、こうした取組が広がっております。森林空間の多様な活用を図っていく「森林サービス産業」を推進いたしまして、関係人口の拡大を図ることが必要だというふう考えております。

この指標の「森林サービス産業」に取り組む地域数につきましては、「新たな森林空間利用創出対策」を実施する令和4年度までは10地域、その後につきましては、新たに毎年5地域を見込んで、目標値を設定させていただいたところでございます。

続きまして、分野の20番目、「林業の持続的かつ健全な発展」の方から一つ御紹介させていただきます。45ページを御覧いただきたいと思っております。

「望ましい林業構造の確立」の施策のうち、造林コストの低減、遠隔操作・自動操作機械等の開発・普及、高度な森林関連情報の把握、及びICTを活用した木材の生産・流通管理等の効率化を目標として、「スマート林業をモデル的に導入した都道府県数」を指標として設定しているところでございます。

林業は、造林から収穫まで長期間を要しまして、厳しい自然状況下での人力作業が多いといった特性を有しております。このことが低い生産性や安全性の一因となっており、これを抜本的に改善していく必要がございます。このため、地理空間情報やICT等の先端技術を駆使いたしまして、生産性や安全性の飛躍的な向上、需要に応じた高度な木材生産を可能とする取組、いわゆるスマート林業の実証事例が都道府県行政等を通じて横展開していくものと考えておりますので、こうした取組を行っている都道府県数の数を進捗の指標とさせていただきました。

目標値につきましては、成長戦略ロードマップにおいて定められておりまして、基準年度の

実績値からおおよそ一定数増加させることといたしております。

それから、分野21番目の方から一つ最後に御紹介させていただきます。

「都市等における木材利用の促進」の施策のうち、「公共建築物の木造化・内装の木質化を推進」の目標といたしまして、「公共建築物の木造率」を指標として設定しているところでございます。

都市等における木材利用の測定指標において、国内の新築住宅事業の縮小も見据えますと、住宅分野以外でも木材利用を促進して、需要を獲得していくことが重要と考えています。このため、中高層や非住宅の建築物での新たな木造需要を目指す、都市等における「第2の森」づくりの実現に向けまして、民間非住宅分野等の需要の獲得に向けた取組について進めるとともに、引き続き、国や地方公共団体自らが率先して公共建築物の木造化・内装の木質化を推進することが重要です。ということから、従来指標としてきた低層の公共建築物だけでなく、中高層を含む全ての公共建築物を対象に、目標を設定することとしたところでございます。

公共建築物の木造率は、平成22年度は8.3%でございました。令和元年度は13.8%、9年間で5.5%上昇したところでございます。今後更に木造化を加速させまして、令和7年度に木造率20%を目指すこととしております。

説明は以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、ただいま代表的な項目について説明をしていただきましたので、これより委員の皆様方から御意見、御質問を頂きたいと思っております。その際、今は個別での説明が行われなかった測定指標につきましても、本日は担当課も同席しておりますので、それらに関する御意見、御質問ございましたら、そちらにつきましてもお願いできればと思っております。

また、挙手の際には、ウェブ上で挙手ボタンを押していただければ、私の方から順番に指名をさせていただきますので、その上で御発言を頂ければと思っております。

なお、御意見、御質問が終わりましたら、挙手ボタンを再度押していただき、挙手の表示を消していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、本日、美谷添委員と二村委員は御欠席でございますけれども、このお二人からは御意見、御質問を預かってございます。このため、後ほど林野庁の方からこれらの御意見、御質問についての回答をお願いしたいと思っておりますが、まずは本日御出席いただいております委員の皆様からの御質問を承ることができればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。まずは南島委員から挙手がございましたので、南島委員、どうぞ御発言をお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○南島委員 御説明、ありがとうございます。新潟大学の南島でございます。

今、最後に御説明いただいた公共建築物の木造率について、ちょっとお伺いしたいと思います。

新たな森林・林業基本計画においては、公共建築物の木造率、伸びてきているんだけど、課題としては、木造製品における J A S 認証取得が不可欠であると。その格付率が特に製材分野で低位にあるところが問題とされているんですけども、そういう指標ではなくて、木造率の方でこれは見るということなんですか。ちょっと補足の説明を頂ければ有り難いと思っております。よろしくお願いいたします。

○近藤林野庁木材産業課長補佐 木材産業課の近藤と申します。よろしくお願いいたします。

今御質問ありましたことで、非住宅建築物に必要な J A S 構造材の供給につきましては、別途指標を作らせていただいております、資料 3 の 68 ページを御覧ください。

正に先生がおっしゃいました非住宅建築物で、構造計算に必要な建築用木材等を供給していくに当たっては、強度を機械で表示していくということが重要になりますので、その機械等級区分の J A S 認証工場数を増やしていくという指標を設定させていただいております。公共建築物の指標の方につきましては、先導的に公共建築物の木造率を増やしていくことで、民間まで波及させていくということで設定させていただいております、どちらもしっかり進めていくというスタンスでございます。

以上です。

○南島委員 ありがとうございます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、智田委員とそれから興野委員から挙手がございましたので、まずは智田委員、お願いできますでしょうか。

○智田委員 聞こえますか。

○常葉広報評価課長 聞こえております。よろしくお願いいたします。

○智田委員 フジテレビ解説委員の智田です。よろしくお願いいたします。

御説明いただいたエリートツリーなんですけど、整理番号 4 番ですけども、これは地球温暖化防止の森林吸収源対策になると同時に、花粉症の対策にもなるということで、林業のこれからの成長産業化への流れを左右する大きな事業だなというふうには思っています。

苗木の本数というのが掲げられていて、さっき御説明いただいたんですけども、民間活力、民間事業者によるエリートツリーの増殖にどう道筋を付けていくのか、これが一つの課題であると思うんですが、それについて聞かせていただきたいのと、あと、このエリートツリーが作業量とか育林コストの削減にどの程度貢献していくのか、具体的に確認のため、お教えいただきたいと思います。

あと、もう一つ、説明にはなかったんですけども、10番の林道の整備量についてなんですけど、やっぱり国産材の増産には出材のしやすさというのが重要になると思っていて、今、林道の整備がなかなか進んできていないという課題があると思います。国内林業の発展は、今、日本が険しい山に入って伐採して、トラックで搬出するための林道の整備が鍵だと思っていますけれども、この林道の整備量の算定の根拠を教えてくださいたいのと、あと、どの道を幹線として重点的に整備していくのか、選択と集中を図っていくべきだというふうに思っています。このところ雨とか頻発する災害で、林道の舗装が流出するなどの事例も増えているので、施工管理基準の見直しも必要かと思いますが、その考えをお聞かせいただけたらと思います。

よろしく申し上げます。

○常葉広報評価課長 林野庁にもう一回コメントを頂いて大丈夫ですか。

○大野林野庁研究指導課長補佐 研究指導課の大野と申します。

エリートツリーの増殖についてですが、現状、主に県の試験場ですとか森林総合研究所等で増殖しているところ、民間事業者による増殖についてはまだ不十分なところがあるのかなと思っておりまして、更なる増殖の拡大について取り組んでまいりたいと考えております。

○城林野庁整備課長補佐 それでは、整備課でございます。

エリートツリーを使った造林のときの作業量、作業のコストの点ですけども、これはやはり成長がいいということで、非常に低コストに貢献すると考えておりまして、一定の前提を置いた計算にもなりますけれども、今、1ヘクタールに3,000本植栽して、その後、雑草に負けるので下刈りを5回ぐらいするのが標準です。それを考えると大体180万円ぐらい掛かっているところなんですけれども、例えばこのエリートツリーを使えば、早く成長して収穫できるので、そんなにたくさん数を植えなくていいということで、例えば1,500本にして、さらに、成長も良いので雑草にもすぐ勝ちますので、下刈りを1回だけに省略できるというような施業体系にしますと、先ほどの180万円が73万円まで削減できるというような計算もしております。これは一部の、下刈りを1回とかにする極端な例ですけども、このエリートツリーを使うことによって、こういう下刈りを減らしたりとか植栽本数を減らせば、やはりコストが非常に低

くなって、これが再生林の増加につながると期待しているところです。

それと、林道につきましてですけれども、この算定につきましては、森林・林業基本計画の中で、日本全体の森林を、人工林であるか天然林であるかとか、それから傾斜のない緩いところであるか、中程度であるか、急傾斜であるかというように分けて、それぞれについて、緩いところであれば道をたくさん付けて作業をする、急な所は車両系ではなくて、架線を出すための道を付けるというような一定の前提により、それぞれどこまで道を付けるかというのを計算して、それと現状のどれぐらい林道が入っているかということとの差で、この傾斜の森林はここまで道を付けたいというようなことを計算して出しているものでございます。もちろん選択と集中ということは意識していますので、天然林であるとか、林業適地でないようなところはもう余り道を付けない、その代わり条件が良いところには、もっとたくさん道を付けて効率的な施業をやるというような考え方で目標値を決定しているところです。

さらに、やはり林道の場合、最近災害が増えている点、非常に課題だと思っております、そもそも災害に強い林道を造るということですので、御指摘のあった施工管理基準のようなものは、林道規程であるとか、林道の技術基準であるとか、林野庁の方で作っておりますので、それも近年徐々に見直して見直して、これまでより傾斜を緩くするであるとか、必要な排水の処理施設はきちんと造るであるとか、こういった必要な部分を見直して、それに基づいて林道を造っていただいているということでございます。

それから、ちょっとここで戻りましてエリートツリーの民間事業者による増殖ですけれども、確かに現状は余り多くなく、県だとか森林総研とかでやっておりますけれども、これはもっと増やすということで、間伐等特措法という法律において、エリートツリーの増殖に取り組む事業者に対して、計画を認定して、金融の支援措置というものも付けたりして、とにかく民間の力も加えながら、増やしてくということに取り組んでいるところでございます。

それから、増えた原種を苗木に生産するところというのは、既に民間のたくさんの事業者の方々にやっただいており、それについても新規に参入する方も増えておまして、こうした方々もどんどん育成して行って、この政策評価に設定しているエリートツリーの数を増やすということを達成していきたいと考えております。

以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

○智田委員 ありがとうございます。

○常葉広報評価課長 よろしいでしょうか。

それでは、お待たせいたしました。興野委員、お願いいたします。

○興野委員 栃木県の酪農家の興野です。どうぞよろしくをお願いいたします。聞こえますか。

○常葉広報評価課長 聞こえております。よろしくをお願いいたします。

○興野委員 まず、この林業の方のビジョンが作られたというようなことは、とてもよろしいかと思えます。

このエリートツリーみたいに、5倍の成長率というようなことは、大変意義があるのではないかと思えます。普通の木が20年、30年たたないと売買できないので、なかなかこちらの方は林業で食べていけるということはなくなったんだと思えます。

森林の方も荒れ放題でして、15年前から太陽光の発電ということが森林の方に目を向けられて、伐採されて、山の上に一面に太陽光パネルができています。でも、木を伐採したりというのはすごい労働なので、今、太陽光発電の会社は農地の方になっておりまして、農地が今、太陽光パネルに侵略されているような、そんな状態でございます。

ですので、このスマート林業、それから、公共建築物などに使われていくというふうなことは、大変明るい議題かなと思えます。でも、今、林業の方では食べていけない状態でありますので、なかなか林業で職を選ぶということはできない状態が今、現場であるような気がします。このようなビジョンは本当に応援したいと思えます。

以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

むしろ応援していただけるようなエールを頂いたように、司会進行の私としては感じましたけれども、林野庁の方からまた特にコメント等あれば、何かおっしゃっていただければと思うんですが、いかがですか。

○天野林野庁企画課長 本当に僕も応援を頂いたものと思って、大変ありがとうございます。地域において、太陽光パネルのお話もありましたけれども、森林の機能、それから農地の機能、それぞれしっかりと果たせるように、法律の運用も含めてしっかりしながら、この基本計画がちゃんと着実に進むように我々もやっていきたいと思えますので、引き続きよろしく願いできればと思います。ありがとうございます。

○興野委員 ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

○榎澤委員 早稲田大学の榎澤ですが、ちょっと発言してもよろしいでしょうか。

○常葉広報評価課長 もちろんでございます。では、先生、お願いいたします。

○榎澤委員 政策分野名⑳、「森林の持続的かつ健全な発展」のところなんですけれども、ここでの測定指標を見ますと、数年前に導入されました森林経営管理法に基づく森林経営管理制度と、それとの関連で導入された森林環境譲与税に関連する指標が挙がっていません。これは、例えば森林経営管理制度において、経営管理権の設定件数あるいは設定率ということを一つの指標とし、年度ごとに目標を立てるといったような、そういう性格のものではないという御認識で入っていないと理解してよろしいでしょうか。あるいは、森林環境譲与税についても、これを用いた森林整備の進捗状況に関する指標を何らかの形で設けるということは、そもそも対象からは外れるということなんですか。その辺ちょっとお聞きしたいと思いました。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

よろしく申し上げます。

○牧野林野庁森林利用課長補佐 林野庁森林利用課の牧野と申します。よろしくお願ひいたします。

○榎澤委員 よろしく申し上げます。

○牧野林野庁森林利用課長補佐 御指摘のところなんですけれども、森林経営管理制度の関連する指標につきましては、政策分野⑳番で申し上げますと、整理番号の29番というところに、「私有人工林における集積・集約化の目標に対する達成する割合」という指標がございます、この全てが森林経営管理制度に基づくものではないんですけれども、この中の一部で森林経営管理制度に基づく集約化というものの数値も入っているところでございます。

御指摘の2点目の森林環境譲与税のところでございますが、森林環境譲与税につきましては、いわゆる地方譲与税という形になっておりまして、地方の財源でございます。国ではなくて地方の財源であり、法律の範囲内で、地方自治体はその裁量の中で使っていくというものでございますので、国が使い道についてどうこう言うものではありませんので、森林環境譲与税につきまして国で指標を設定するという性質ではないということで、指標には入れてございません。

以上です。

○榎澤委員 ありがとうございます。

もう一点、よろしいでしょうか。

○常葉広報評価課長 はい、お願ひいたします。

○榎澤委員 今、29の中にその一部が入っているということなんですけれども、内数として、つまりこの制度を使った集積というものが一体どの程度なのかということを政策評価することは、お考えになっていないかということが一つと、それから譲与税の件ですが、おっしゃったとお

りだと思うんです。そうしますと、一旦、森林環境譲与税を市町村に譲与した後は、この森林整備の進捗という目的に資する限りにおいて、森林経営管理制度との直接の関連がなくても自由裁量で使用できると、こういう性格のものであると理解してよろしいかどうか。これは確認ですけれども。

それから、3点目、これは、すみません。申し訳ありませんが、ちょっと教えていただければ有り難いというところが1点ございます。いわゆる森林ではない、里山と言われているところの土地利用と整備の問題ですが、これは林野庁の管轄外だという御認識でしょうか。

以上、3点、お願いいたします。

○牧野林野庁森林利用課長補佐

まず、1点目の指標の中で内訳のところでございますけれども、森林経営管理制度は、まだ2年前の4月に始まったばかりでございますので、進捗でいうと、まだ少ない状況でございますので、これからしっかりと頑張っていきたいというふうに考えています。

集積・集約化につきましては、私有林は個人の財産でございますので、個人の経営判断の中で経営管理されているものですから、あらかじめどの制度でやるというのは、なかなか割り当てるとするのは難しいというふうに考えていますが、集積・集約化を進めていくというのは経営管理に良いことでございますので、目標として掲げて頑張っていきたいというふうに考えています。

2点目の森林環境譲与税と森林経営管理制度のリンクのところでございますが、もちろんリンクするところでの使い方もいいと思いますし、そうあるべきだというふうに思うところもありますけれども、市町村によりましては森林が無いといった事情もございますので、地域の状況に応じて、森林整備に直接ではなくても、それに資する取組であればその範囲で使えることになってございますので、そういう性質のものだということでございます。

3点目の里山のところでございますが、やや漠然としたお話になってございますけれども、林野庁の所管かどうかと言われますと、林野庁は、森林法に基づく森林計画制度という制度を所管してございまして、その中で、森林計画制度の対象になる、もう少し大雑把に言いますと、人工林、天然林にかかわらず、ある一定程度のまとまっている森林であれば、森林法の制度の中にのっとって、各種の手続があるということでございますので、お尋ねの里山が具体的にどういうところかということにもよりますが、所掌である場合もあるし、そうでない場合もあると思われ、ケース・バイ・ケースというふうに思います。

○榎澤委員 ありがとうございます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、先ほど私の方から申しあげました美谷添委員と二村委員からの御意見、御質問、委員の先生方にもメールでお送りをしているかと思えますけれども、それらについて林野庁の方からコメントをお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

1点目が、美谷添委員は、森林経営管理制度の関係、2点目は架線集材、3点目はバイオマス発電、二村委員からは、公共建築物の進捗についてネックとなるようなことがあるのかないのかと、そういった話だったのではないかと思いますけれども、林野庁の方からお願いできればと思います。

企画課長、お願いします。

○天野林野庁企画課長 企画課長です。

美谷添委員、それから二村委員から御質問を頂いておりましたので、それぞれ御説明させていただきます。

美谷添委員、最初の御質問で森林施業の集約化の話頂きました。

森林施業の集約化、我々も非常に必要だというふうに思っています。森林所有者自らが経営管理を行う意向を有している場合であっても、我が国の私有林の所有構造が小規模・分散的でございますので、多くの森林所有者が単独で効率的な森林施業を実施することは難しい場合が多いというふうに思っています。このために、隣接する複数の森林所有者が所有する森林をまとめて路網整備するとか、そういう施業の集約化が必要だなと感じています。

こうした中で、御質問にありました森林所有者による手入れが行われていない森林への対応といたしまして、平成31年4月に施行されました森林経営管理法に基づきまして、森林経営管理制度が創設されました。市町村が所有者から経営管理の委託を受けまして、林業経営に適した森林について、民間事業者に再委託をいたしますとともに、林業経営に適さない森林については、市町村が法的に間伐を行う取組がスタートしたところでございます。

制度の初年度でございます令和元年度におきましては、私有林、人工林のある市町村で約7割が森林所有者への意向調査やその準備、さらには、市町村によります間伐等に取り組むなど、順次取組が進みつつあるものと承知しています。

引き続き森林経営計画の作成を促進いたしまして、森林経営管理制度の着実な運用によりまして、進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、2点目、架線集材のお話ございました。

我が国の森林は、急峻な山間部に多く分布しております。林野庁では、こうした急傾斜地に

おける効率的な作業システムに対応するために、集材の自動化や自走可能な搬器など、次世代型の架線型林業機械の開発・運用を推進いたしますとともに、生産性を意識した作業計画の立案や実行ができる技能者の育成にも取り組んでまいりたいと考えているところです。

具体的には、平成26年度から森林作業システム高度技能者育成事業におきまして、安全で効率的な架線集材を実施できる技能者を育成するための研修を行っています。令和2年度末までに約340名の高度技能者を育成してきたところでございます。また、緑の雇用事業におきまして、新規就業者を対象に架線集材の技術習得にも対応した研修を行っているところでもございます。引き続き、こうした架線集材ができる人材の育成に努めてまいりたいと考えています。

それから、3点目といたしまして、木質バイオマス発電所の関係で御質問を頂いております。

従来より、木質バイオマス発電施設に関する経産省のFIT認定に当たりまして、発電に利用するバイオマスの安定的な調達が見込まれること、それから、既存のバイオマス利用事業者に対しまして著しい影響を及ぼすおそれのないことなどの認定基準に適合しているということ、我々林野庁、それから地方公共団体において確認をさせていただいております。ただ、一方で、地域によっては燃料材の需要が急速に増加をいたしまして、既存事業者との競合、森林資源の持続的利用等への懸念、こうしたものが生じているというふうに承知しています。

このため、先ほど来、説明しております森林・林業基本計画におきましては、一つとして、FIT制度におきます事業計画認定に伴う事前確認におきまして、都道府県の林務部局が既存の需要との競合だけでなく、地域における森林資源の保続を持続できるようにすること、それから二つ目といたしまして、全木集材による枝葉の活用、それから未利用材の効率的な運搬・収集システムの構築、さらには燃料品質の向上などを通じまして、燃料材の安定供給を目指すこと等の取組を推進しようというふうに行っているところでございます。引き続き事業許可権限を有します経済産業省などと連携をいたしながら、森林資源の保続が担保された形でこの木質バイオマスの利用が図られるよう、努めてまいりたいと考えています。

それから、最後に、二村委員の方から、公共建築物の木造率、使用の実績値が上がらなかった場合、これをどういうふうに把握するんですかという御質問を頂きました。

今般、木材利用促進法、改正をいたしたところでございます。脱炭素社会の実現に資するということを目的に追加いたしまして、改正をさせていただきました。この中で、新たに木材の利用の促進に関する施策の実施の推進に関しまして事務をつかさどる、そういうところといたしましてのこの木材利用推進本部、こうしたものを設置することとしたところでございます。本部長は農林水産大臣、本部員といたしまして、総務大臣、文科大臣、経産大臣、国交大臣、

さらには環境大臣などが入ることになっています。

この新本部におきまして、建築物の木材利用に関する基本方針、策定することになります。この基本方針の措置の実施状況につきましては、毎年取りまとめを公表するということになってございます。したがって、この際に、御質問にありましたような何かネックがあるといったような課題ですとか、こうしたものが把握することが可能だというふうに感じているところでございます。

今回の法改正によりまして、政府一丸となって木材利用促進に取り組む体制が整備されてきました。関係省庁、連携いたしまして、建築物等における木材利用の促進に取り組んでまいりたいと思います。

以上になります。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、いろいろ充実した議論を頂きましたので、そろそろこの林政分野についての議論は終了したいと思いますけれども、委員の先生方、よろしいでしょうか。

特に挙手もないようでございますので、それではここで林政分野についての議論を終了させていただきたいと思います。林野庁の皆さん、どうもありがとうございました。

説明者の入替え、お願いいたします。

(説明者入替え)

○常葉広報評価課長 お待たせをいたしました。それでは、二つ目の議題といたしまして、農政分野についての議論に移ってまいりたいと思います。

関連する資料といたしましては、資料5-1から資料6-2までとなりますけれども、簡単に申し上げますと、資料5-1から5-3につきましては、令和2年度の実施施策の政策評価結果を記載してございます。また、資料6-1には、令和3年度に見直しを行いました指標をまとめております。これらにつきましては、主に目標設定の根拠としている計画の改定等に基づく変更となっております。

本におきましては、主に資料5-1、それから資料5-2を中心に御覧いただきながら、主に政策評価結果についての御意見を伺えれば有り難いと思っております。数も大変多いところでございますので、幾つかに区切って御議論を頂きたいと思っております。したがって、まずは中目標の1、「食料の安定供給の確保」に係ります令和2年度政策評価指標等につきまして、資料5-1の整理番号でいきますと1から23までとなりますけれども、主要なものを中心に、新事業・食品産業部、輸出・国際局、消費・安全局から説明をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○長野新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長 新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長の長野でございます。この7月からできた組織の部でございます、まだ名前を言うのが慣れておりません、失礼いたします。

本日、「食料の安定供給の確保に関する施策」のうち、①の政策分野のうち、「新たな価値の創出による需要の開拓」の分野につきまして御説明を申し上げます。

この分野は、資料5-1にございますが、測定指標を八つに分けてその政策の進捗を測ってございます。そのうち、例えば介護食品等の新しい市場を開発するようなもの、また、需要に応じた新たなバリューチェーンを創出していくもの、また、食品産業、今、日本の中で100兆円を超える大きな産業となっております、そちらの競争力を強化するもの、また、食品ロスやペットボトルリサイクルといったような環境問題、サステナビリティに対する対応というものを、まとめてこの分野で政策の進捗を見ているところでございます。

こちらの8個のうち、Aが2つ、Bが1つ、Cが1つで、把握中のものがちょっと多くて申し訳ありませんが、調査の関係上、4つございますが、この中で特にCとなっておりますものにつきまして、資料5-2で御説明をさせていただきたいと思ひます。

そのうち、中央卸売市場という食品の流通で通る卸売市場がございますが、こちらの取扱金額の評価につきまして、今回Cとなっております。令和2年度の実績値、目標値が707億円のところに対しまして、実績値が605億円ということでございまして、非常に評価度合いが低くなっておりますが、こちらは、新型コロナウイルスの感染拡大におきまして、外出自粛ですとか営業自粛といったものがあつたことに伴ひまして、大変多くの業務用需要の落ち込みが主要な原因というふうに考えております。今、新型コロナウイルスの影響というのは予見できない状況でございますが、今後、実績を注視をいたしながら、必要に応じてこれをこの施策のままによろしいのか、また測定指標もこのままでいいのかというところを、今後見直していきたいというふうに考えております。

まず、①の分野については以上でございます。

○新藤輸出・国際局総務課国際政策室長 それでは、続きまして、輸出・国際局総務課国際政策室長の新藤でございます。よろしくお願ひいたします。

私の方からは、政策分野の②「グローバルマーケットの戦略的な開拓」について御説明をいたします。

指標、四つございまして、9番から12番でございますが、農林水産物・食品の輸出額、食品

企業等の海外展開に関するもの、それから地理的表示産品の国内登録数や種苗の海外での平均登録国数という、知的財産に係るものが二つというような構成となっております。

この中で、主な指標でもあり、Bとなっている「農林水産物・食品の輸出額」につきましては、昨年度の基本計画におきまして、令和12年までに輸出額を5兆円とすることを指すと記載しておりまして、その中間目標として、令和7年までに2兆円を目指すとしているところであります。

当該輸出額につきましては、各年の実績はどうしても各種の他律的な要因に影響されますので、一定期間の継続的な成果を評価するという観点から、単年度の目標は定めずに、令和7年の2兆円という目標に照らして、各年の測定指標を評価してございます。その結果、令和2年の実績につきましては、新型コロナウイルスの影響等もあって、一時的な特に年度前半における落ち込みはあったわけですが、年間を通じては前年比約1.5%増の約1兆円ということで、達成度合い50%のBとさせていただきます。

その他の指標につきましてはAということで、Aの指標が3つ、Bが1つということで、全体として「相当程度進展あり」という判定とさせていただきます。

説明は以上となります。

○長野新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長 ③の分野の「消費者と食・農のつながりの深化」ということでございます。

こちら、日本型食生活、食育ですとか地産地消の推進、国産農産物の消費拡大、また、和食文化の継承・保護、そして消費者と生産者の関係強化といったところを、政策分野として測定指標を定めてございます。こちらA⁺が1つ、Aが1つ、Bが1つ、判定中のものが1つということになっておりまして、「相当程度進展あり」としてありますが、特にA⁺となったものにつきまして、資料5-2で御説明申し上げます。

こちら「農林漁業体験を体験した国民の割合」ということで、小さい頃の農業体験が非常に今後の国産物を選ぶのに大きな影響があるのではないかということで、このような割合を指標としているところでございますが、大変急激に数値を上回る、大きい達成度合いを見せておりますのは、把握する調査を変更したことによりまして、調査対象ですとか、また調査方法が変更になったということと、また、インターネットを調査の方に使ったということもございまして、それでこの率が上がったということになってございます。

ただ、コロナの影響もございまして、このような密ではないところの活動を求める国民の割合というのは、今後も増えていくと思っております、今回の結果を踏まえまして、目標値

の見直しを実施をいたしたいと思っております、資料6-1に見直しを書いてございますけれども、これまでの目標値が令和2年度までだったということございまして、第4次食育推進基本計画の改定に基づきまして、令和7年度までの目標値を新たに設定をさせていただきます、目標値、令和7年度に70%を目指すということで、アフター・コロナの中での農林漁業体験の拡大というものを目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○井上消費・安全局総務課長 続きます、④「食品の安全確保と消費者の信頼の確保」について、消費・安全局総務課長の井上でございます。御説明をさせていただきます。

初めに、令和2年度の施策の実績評価につきまして、資料5-1の1ページでございますとおり、指標が7つございます。評価はA⁺が2個、Aが4個、実績値把握中のものが1個となっております。そのうち、実績値が目標値を大幅に超過した整理番号22と23について、特に要因等を御説明させていただきたいと思っております。

資料は5-2と、それから詳しくは5-3の15ページのところに書いてございますけれども、実績値が大幅に上昇した要因としては、実績値の把握に用いていました調査が終了となってしまうと、新たに使用することとなった調査の対象あるいは質問の形式などが変更になってしまったということが、主な要因と考えてございます。

また、令和3年6月から完全施行されておりますHACCPに沿った衛生管理の義務化、こういったことを踏まえて、リーフレットの配布、動画の作成・公開、そういった取組を進めてまいりましたので、それも食品トレーサビリティの取組が上昇した理由というふうに考えてございます。

このように実績値が大幅に上昇しましたので、既に令和7年度の目標値を超えてしまった22番の「基礎トレーサビリティ」につきましては、次年度に目標値等の見直しを行うこととしております。

それから、23の「内部トレーサビリティ」につきましては、令和7年度目標まではまだ超えていないところでございますけれども、今後の実績を踏まえまして、必要に応じて目標値の見直しを検討してまいりたいと考えております。

以上の結果、この分野の目標の達成度合いは、「目標達成」ということになってございます。

それから、令和3年度の事前分析表の測定指標につきましては、前年度と変更はございません。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、委員の皆様から御意見、御質問を頂きたいと思います。先ほどのように、挙手ボタンの操作で合図を送っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

古賀委員と南島委員から挙手がございましたので、古賀委員、南島委員の順番で御意見、御質問の紹介をお願いできればと思います。

まずは古賀委員、お願いいたします。

○古賀委員 長崎で税理士をしております古賀と申します。今日はよろしくお願いいたします。

○常葉広報評価課長 よろしくお願いいたします。

○古賀委員 先ほどの「食料の安定供給の確保に関する施策」ということで、幅広く現状に合った取組であったことを、大変好ましいといえますか、いいことだと思っ拝見いたしました。それで、特に3番の「消費者と食・農のつながりの深化」というところで、例えば「日本型食生活の実践に取り組む人の割合」とか、「農林漁業体験を経験した国民の割合」、これをインターネット等の利用で実績率の把握がしやすくなって、上がってきたということではありますけれども、全国的に母数ですね、評価が上がったとするときの母数の捉え方は、その具体性といえますか、それはどういうふうになっていますか、教えてください。よろしくお願いいたします。

○井上消費・安全局総務課長 消費・安全局、井上でございます。

御質問は、全体での母数、実数ということだと思いますけれども、すみません、ちょっと今、手元にはそういったものがないんですけれども、私ども指標としておりますのは、割合ということで、全体でのどのくらいの割合の方が農業体験をしたり、あるいは日本型食生活に取り組んでいるかということだままとめたものとなっております。そうですね、本来であれば実数で捉えるべきものかとは思いますが、割合によって指標にしているというところがございます。すみません、ちょっと答えになっていないかもしれませんが、というところでございます。

○古賀委員 それから、例えば「伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合」、若干表現がファジーで、これは具体的にどういうことを指しますか。

○長野新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長 こちらは、食育に関する意識調査というものをやっております、その中で「継承している」と答えた方の割合を算出しているものがございます。ですので、先生おっしゃるとおり、何分主観的なアンケート調査ということに

はなってしまうかと思いますが、こういう伝統的な料理、作法を継承してきたという意識調査の中で把握をしているというところでございます。

○古賀委員 ありがとうございます。今後、ますますこういったところも客観性とそれから深度というか、深さを増して、農家と消費者と関係のつながりができて、日本の農業の評価・価値が上がると思いますか、そういったことを期待しております。ありがとうございました。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、次、南島委員、その次、智田委員の順番でお願いしたいと思っておりますけれども、まずは南島委員、御質問、御意見、お願いいたします。

○南島委員 新潟大学の南島でございます。御説明、ありがとうございます。

新しく設置されたということですが、新事業・食品産業部にお伺いしたいと思いますけれども、①の「新たな価値の創出による需要の開拓」、新しく部局が設置されたということですが、従前からの取組がここには記載されているのかなというふうに思いますけれども、それを束ねられたということかというふうに思っておりますが、これらの取組の中で、「相当程度進展あり」というふうに書かれていらっしゃるの、ちょっと把握中のものが多いので分かりにくいんですが、PRできるところ、正に「新たな価値の創出における需要の開拓」ですので、プラスの部分がどこなのかな、これ自体がもうプラスに向かって頑張りますという、そういう政策分野名になっていますので、PRをお聞かせいただければと思いますが、先ほどの説明では、Cの反省点みたいなのところを少し御説明いただいたに留まっていますので、是非積極的な御説明を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

○長野新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長 今後、人口が減る中では、価値を創造していくということが大事だと思っております、例えばこの中でもA評価を出しているものは、「スマートミール等健康な食事の認証事業者数」ということで、病気の予防ですとか健康寿命を延ばすことを目的にした、栄養バランスの取れた食事をスマートミールと呼んでおりまして、こちらの普及を進めております。

こういうことで、医食同源と申し上げますけれども、食を通じた健康管理を支援するサービスの展開というのを、食品産業として国産の農産物を使ってやっていきたいというふうに考えておりますし、また、6次産業化というところで、こちらはこれまでも1次産業だけではなく2次、3次とやっていくことで、農家の付加価値を高めていこうという取組をやっておりまして、こちらの優良事業体の数というのも順調に増えているところで、Aとさせていただいておりますので、こういうところをアピールしながら、農村地域含めて、価値を食で生んでいくと

いうところを今後も新事業部として応援をしていると、把握をしてやっていきたいと考えているところがございます。

○南島委員 ありがとうございます。

追加的にちょっと全体に対してのお願いを申し上げたいと思いますけれども、やはりAとCが付いているものが目立ちますので、御説明を是非お願いしたいともちろん思っております。Cの説明は、やっぱり気を付けてしていただいているのかなと思いますけれども、是非PRしていただく部分もちゃんと説明していただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。その思いを共有するようになりたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次、智田委員にお願いしたいと思います。その次は小針委員にと思っておりますけれども、まずは智田委員、お願いたします。

○智田委員 フジテレビ解説委員の智田です。よろしくお願いたします。

○常葉広報評価課長 よろしくお願いたします。

○智田委員 「中央卸売市場当たりの取扱金額」についてなんですが、この卸売市場をめぐっては、法改正によって、農家の利益の増大とか流通コストの削減が期待できる一方で、規制緩和による競争の激化に伴って、これまで以上に営業赤字が増える市場が出てくるのではないかとこの予測が出る中で、今、コロナという大きな打撃の波が襲っているという現状だと思います。去年までの議論では、経営の本質という観点から、営業利益も評価の指標の一つになるのではというような意見も出たようなんですけれども、今後その状況の変化に応じて、測定指標についての柔軟な見直しが必要なんじゃないかなというふうに思います。御説明いただいたように、担い手づくりの支援交付金とか、様々な方策が実施されているんですけども、今後指標を見直すに当たって、どういう選択肢が俎上に上がってくる可能性があるのかというのを説明していただきたいと思います。それが中央卸売市場の質問なんです。

もう一つは、トレーサビリティの方なんですけれども、これは消費者の関心が非常に高い事業だと思います。このうち、消費者の信頼に大きく関わるであろう内部トレーサビリティ、つまり入荷品と出荷品の相互関係を明らかにするこの記録の保存について、具体的にどういう記録なのか、その仕組み、実態を教えてくださいたいのと、あと、特に中小とか零細企業でまだその取組の必要性とか、あるいは具体的な取組内容が分からないとかの理由から、取組率が低

いというふうに指摘される声もある中で、今後、中小の取組をどう向上させていくのか、ここにフォーカスする指標の設定も必要なんじゃないかなと思うんですが、この見解をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○長野新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長 まず、中央卸売市場の取扱金額のものでございます。委員御指摘のとおり、法律を改正いたしまして、今後、流通の合理化等を図っていくということでございますけれども、今まだ法律を改正して間もないというところもございます。その上でコロナの影響というところがございますので、もうちょっと観測をしながら、どういうものが測定指標として適切なのかというところは、もう少し時間を掛けて考えていきたいというふうに考えております。

○井上消費・安全局総務課長 消費・安全局でございます。

トレーサビリティにつきましては、先生御指摘のとおり、中小企業、零細企業の取組率が低いという課題は非常に強く認識をしております。これにつきましては、取組としまして、ここは大企業というよりは、むしろ中小企業を念頭に置いた取組というふうに認識しておりますけれども、記録の必要性とかトレーサビリティの役割を紹介したようなリーフレットを作ったり、あるいはトレーサビリティに取り組むモデルを紹介するとか、横展開ということになりますけれども、あるいは商品回収の事案、そういったものを想定して、対応のポイントを分かりやすくまとめたような、これもリーフレットですけれども、そういったものの作成、これらを動画にするなどして、より多くの人が見られるような、そういった形にしておりまして、中小企業の方々もアクセスがしやすいような、こんな取組をしているところでございます。

現在の取組率としては、今回のところでいいますと45%、まだまだ低いというふうには認識しておりますので、これらを上昇させていけるように、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○智田委員 すみません。あと、内部トレーサビリティのこの記録の保存のやり方というか、実態、入荷品と出荷品の相互関係をどういうふうにやっていくのかというのを、もし分かれば教えていただけますでしょうか。

○井上消費・安全局総務課長 すみません、お待たせしておりました。

製造指示書の中に、入荷したものの、それからそれを製造していくものについての記録をきちんと作成をして、保存をしていくという、そういった取組を継続をしていくということで、取組を進めているところでございます。

○智田委員 ありがとうございます。

○常葉広報評価課長 それでは、次、小針委員、お願いいたします。

○小針委員 農林中金総合研究所の小針です。

今、智田委員からのコメントとも被るのですけれども、先ほどの卸売市場のところの取扱金額は、先ほどのコメントと同じなんです、特にこういう流通関係の指標は、全くゼロから始めるものではどんどん増やすという目標を立てていけばいいと思うんですけれども、市場自体のトレンドとして元々減少傾向にあるものを、目標値立てるときに無理やり上げていくんだという目標値を立てることが、適切なのか。それぞれ事業ごとにトレンドをどう見ていって、それに対して政策効果を測るためにどういうふうにするのかということを整理をした方が、このグループのは、輸出などですごく伸ばそうというところと、今あるものを改善しようというものと、両方あるとので、それぞれの政策に合った形で目標設定をした方がいいのではと思います。

以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

特に担当局の方から御発言があれば、お願いしたいと思いますけれども。

○長野新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長 御意見も踏まえまして、改正卸売市場法の施行の状況を見ながら、何が適切かということ踏まえて考えていきたいと思えます。

すみません、先ほど古賀委員から、伝統的な料理の作法を伝えている国民の割合という話があったと思うんですけれども、第4次食育推進基本計画を令和3年3月に決定をいたしまして、そういう伝統的な料理の作法を伝えているということではなく、今後は郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合ということで、きちっと実績で把握できる形でやるということで、目標値の見直しをしているところでございますので、申し添えます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

委員の先生方から特に御発言がなければ、そろそろこのセクションについては終了したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

よろしいようでございますので、それではこのセクションについてはここで終了したいと思います。

すみません、南島先生から今、挙手がございますようですから、南島先生、何かございませうでしょうか。

○南島委員 すみません。今、最後に御説明いただいた部分なんですけれども、その伝統的な料理、作法等の件についてなんですけれども、先ほど森林環境譲与税のところ、自治体が取

り組むものは、農水省の所管ではないので、指標としては扱わないというふうな御説明を頂いていたかと思いますが、今ほどの御説明は、逆に社会指標を指標にするというふうな御説明だったんですが、この辺りの指標の考え方といいますか、農水省としてはどういうふうにお考えなのかというのを、これはどうですか、担当部局に聞くよりも、政策評価の方の部局にお伺いした方がいいのかもしれませんが。

○常葉広報評価課長 私の方から、御指名に近い形ですので、個人的な考えになるかもしれませんが、お答えいたします。

そこのところについては、正直に申し上げますけれども、いろいろな議論があるということです。自由闊達に議論して、コンセンサスが得られるかどうかということも見ながら、指標にしていけるものはしていくと。なかなかこれはちょっと時期尚早であるところについては、様子を見ながら考えていくということにならざるを得ないんじゃないかと思っております。

ちょっと回答になっておると有り難いんですけども、こんな回答でいかがでしょうか。

○南島委員 施策に応じてということですね。承知いたしました。ありがとうございます。

○常葉広報評価課長 恐縮でございます。

それでは、このセクションは終了ということでよろしいでしょうか。

担当局の皆さん、どうもありがとうございました。

入れ替わり、お願いいたします。

(説明者入替え)

○常葉広報評価課長 担当局の方にも着席していただいている感じになってきていますので、続きまして、中目標の2、「農業の持続的な発展」に係ります令和2年度政策評価書等の御議論に移りたいと思います。

こちらの分野につきましては、指標の数が多いところでございますので、前半と後半の二つに分けて御議論いただければと思っております。

まずは、資料5-1の整理番号で申しますと、24~40につきまして、主要なものを中心に経営局、それから農村振興局から御説明を頂ければと思います。

よろしく申し上げます。

○前田経営局総務課長 よろしく申し上げます。経営局総務課長の前田と申します。

今、資料5-1というお話がありましたけれども、こちらだと余りにシンプル過ぎますので、資料5-3に従いまして説明をさせていただきます。

まず、17ページを御覧ください。

政策分野6の「担い手の育成・確保等と農業経営の安定化」でございます。

17ページの下段の「農業経営体のうち認定農業者の割合」につきましては、認定農業者に対する経営所得安定対策や強い農業・担い手づくり総合支援交付金等による経営改善の重点支援等を実施してきました結果、令和2年度の実績値は21.7%となり、A評価という形になっております。

続きまして、18ページの上段、「農業法人経営体数」につきましては、都道府県段階に農業経営相談所を整備いたしまして、法人化に向けたサポート支援などを実施しました結果、令和2年度の実績値は、前年度の2万3,400法人からは増加しましたものの、3万700法人にとどまり、B評価となりました。今後は、認定農業者や青色申告農業者、また雇用者のいる農業者をターゲットとして定め、プッシュ型で働きかけを行うことなどによって、法人化の推進に取り組んでまいります。

それから、下段の「農業経営体のうち青色申告者の割合」につきましては、従前より青色申告を要件としております農業者年金や農業経営基盤強化準備金の活用に加えまして、令和元年度からスタートいたしました収入保険への加入の推進を進めました結果、令和2年度の実績値は44%となり、A評価となっております。

続いて、19ページにまいりまして、上段の「40代以下の農業従事者数」でございますけれども、これまで就農準備段階や経営開始直後に必要な資金を交付いたします農業次世代人材投資事業や、雇用就農者の研修を支援いたします農業雇用事業などを実施しました結果、新規就農者は一定程度増加しておりますけれども、経営体の高齢化に伴う常雇いの減少などによって、令和2年度の実績値は22.7万人にとどまり、B評価となりました。この結果を踏まえ、新規就農者の確保と定着に向け、農業人材の確保に向けた検討会を立ち上げたところであり、この検討会での御意見も踏まえながら、施策の見直し・強化に取り組んでいくこととしております。

続いて、20ページの上段と下段、こちらに「農業委員に占める女性の割合」、それから「農業協同組合の役員に占める女性の割合」がございます。これらにつきましては、平成28年施行の改正農業委員会法、また改正農協法に設けられました、「年齢や性別などに著しい偏りが生じないように配慮しなければならない」との規定にのっとり、農業委員会、それから農協への働きかけなどを行いました結果、それぞれ令和元年度より割合は増加しましたけれども、12.3%、8.4%という割合にとどまり、それぞれB評価、A評価となっております。今後は、各農業委員会ごと、あるいは各農協ごとに、女性割合の目標と女性登用のための具体的取組を策定していただくとともに、毎年度、実績を公表するといった手法を講じることにより、女性

の登用を推進してまいります。

21ページにまいりまして、上段の「収入保険の加入経営体数」につきましては、都道府県段階に関係機関から成ります協議会を構築いたしまして、地域の説明会の開催、個別訪問などの加入推進活動を実施しました結果、令和2年度の実績値は5.7万経営体となり、A評価となっております。

以上のとおり、政策分野6につきましては、8つの指標のうちAが5、Bが3となりましたことから、農林水産省政策評価実施計画に基づきまして、「③相当程度進展あり」というふうに判定をさせていただきました。

続いて、22ページにまいりまして、政策分野の7、「農地集積・集約化と農地の確保」について説明いたします。

一つ目の「担い手が利用する農地面積の割合」につきましては、令和2年施行の改正農地バンク法に基づきまして、関係機関が一体となった人・農地プランの実質化の取組、あるいは農地バンクや関連支援策のフル活用などを進めた結果、令和2年度の実績値は、前年度の57.1%よりは増加したものの、58.0%にとどまり、B評価となりました。今後は、高齢化・人口減少が本格化する中で、生産基盤である農地が持続性を持って最大限利用されるよう、人・農地など、関連施策の見直しについて検討することとしているところでございまして、目標達成に向けて取組の加速化に努めてまいります。

経営局関係の説明はここまでです。

○庄司農村振興局農村計画課長 続きまして、政策分野7の後半、農村振興局の農村計画課の庄司でございます。よろしく申し上げます。

続いて、23ページをお願いいたします。

23ページは、上段に荒廃農地の再生利用面積の現況、それから下段の方に農用地区域内農地、農振農用地の面積の目標ということになっています。いずれも農地の確保に関する指標でございます。

まず、下の方からちょっと説明しますと、下の方の農用地区域内農地というのは、守るべき優良農地ということで、市町村が農用地区域をゾーニングして原則転用禁止となるということでございます。400万ヘクタールぐらいから令和12年に397万ヘクタールとするような、そういう目標になっております。昨年12月に目標面積を見直ししましたため、現在把握中でございます。数字が確定しましたら判定の方をしていきたいというふうに思っています。

それから、上の方は、荒廃農地の再生利用でございます。

7の政策分野につきましては、全体を通しまして、担い手が利用する農地面積の割合がBになっておりまして、残りは把握中でございますので、把握でき次第、全体の評価を行っていきたいというふうに考えております。

続きまして、政策分野の8の説明でございます。

通しページの24ページをお願いします。農業の生産基盤整備でございます。

まず、25ページをお開きください。

一番上は、これは農地の大区画化についての指標を、これは今年度から設定することにしておりますので、去年の場所には出てまいりません。Pになっております。

それから、その下の基盤整備完了地区における野菜などの高収益作物の割合の指標、それから一番下の農業水利施設の機能の安定化、安定している農業水利施設の割合の指標は、これはおおむね達成ができていているということでございます。

続いて、26ページ、お願いします。

一番上のため池が決壊して周辺の農地や集落が水浸しになるような、そういうことがないように整備を行う指標でございます。

それから、その下の海岸堤防の長寿命化計画から下は、これは国交省と共通の指標になっていきます。海岸堤防の長寿命化計画の策定率、それから、一番下の大規模地震が想定されている地域における海岸堤防の整備率の指標、それから、次のページの27ページの大規模地震想定地域における水門等の自動化・遠隔操作化率につきましては、これはおおむね予定どおりということでございます。

測定の指標の評価は、把握中のものを除きまして、全てAでございますので、政策的には全体で目標達成ということになっております。

以上でございます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、委員の皆様方からの御意見、御質問を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

じゃ、まずは3人の委員から御発言希望がございましたので、ちょっと進め方を変えていきまして、3人の委員からまず続けて御発言を頂いて、まとめて役所の方から回答するというスタイルに変えていこうと思います。すみません、4人目の委員から発言希望が出ましたので、ちょっと4人の委員に順次御発言をお願いして、それでまとめて役所の方からというふうにスタイルを変えてみようと思います。

まずは、順番を申し上げますと、興野委員、古賀委員、金子委員、南島委員の順番でお願いしたいと思いますので、まずは興野委員、お願いをいたします。

○興野委員 栃木県の興野です。お世話になります。

まず、「農業委員に占める女性の割合」なんですけれども、これ、全国的に12.3%でBというようになっておりまして、その下に「農業協同組合役員に女性が占める割合」、これがAになっているんです。これが8.4%。でも、国はこれは30%に多分示していると思うんです。ですから、女性農業委員の割合はBでもよいのですけれども、このJAの方はAというのはちょっとどういようなことでAになったのかを知りたいと思います。

それと、もう一つ、23ページの荒れ地の再生利用は機械が入れば、まだまだ使えるうちになるところがあります。ほっておくと、すぐに木が生えて林になってしまいます。借り手があっても荒廃農地では誰も使い手はいません。その下の「優良農地の確保と有効利用」という部分になります。農振地域だと思っんです。今、この農振地域にはもちろん建物も建てちゃいけないですし、太陽光も設置してはいけないことになっているんですが、今、地域に起きていることは、農業委員会の方に連絡しないで、各地で農振地域にも太陽光が設置されていくような状況なんです。ですから、そんなのはこれから国としてはどういような指導でいくのでしょうか。お願いします。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

続けて、まずは古賀委員の方に、御質問、御意見を御発言いただければと思います。古賀委員、よろしくお願ひいたします。

○古賀委員 税理士の古賀です。

18ページの「農業経営の法人化の加速化と経営基盤の強化」というところなんですけれども、下の「青色申告の推進」のところで、令和2年度の実績値達成度割合が44%となっておりますが、個人事業者で複式簿記による青色申告者は3割ということでデータが出ておりましたが、農業関係の青色申告の推進においては、割合がかなり高い。これは、飽くまで個人が対象かと思っんですけれども、専業農家、兼業農家、関係なく割合を出していらっしやるということか。

それと、簡易簿記、収入保険が簡易簿記でも複式簿記でも加入できるということになっておりますが、簡易簿記と複式簿記とを合わせてこの割合を出していらっしやるということなのか。

それと、年度ごとの目標値というのは、例えば元々の定め方として、例えば期待値であるとか理想値であるとか、実現可能な値であるとか、どのことを目標値の設定の基本としていらっしやるのか。

その3点について教えてください。よろしく願いいたします。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

次に、金子委員、お願いいたします。

○金子委員 会計士の金子です。

今、説明がありました指標の25番、26番、31番というのは、私の感覚としては連動しております、要は、家業から脱して経営というものに入って行くのに全て必要なものということなんだと思います。従来の経緯がありますので、なかなか放っておいてその指標が上がっていくものではないというような気もしておるんですが、しかし、担い手への農地集積というようなことも考えますと、家業から経営体に移行していかなければならないと。その辺りを推進する、だから農地集積にとどまらず、より経営というものに持っていくために、国としてどういう意識を持って施策を行っているかということをお教えてください。

以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、次は南島委員からお願いできればと思います。

○南島委員 新潟大学の南島でございます。

6番の施策の最終的な評価は、「相当程度進展あり」にされています。それから、国土強韌化等の部分については、「目標達成」とされています。

そちらについてちょっとお伺いしたいと思います。まず「相当程度進展あり」という評語についてですけれども、頂いたマニュアルの方では、「相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられる」というふうに書かれております。中身見まして、Bのところ、3つ付いているわけですが、なかなかこれがAになるのは難しい。目標がひよっとしたら高過ぎるのかもしれませんが、先ほどはちょっと低い部分もあるのではないかと御指摘もありましたけれども、これを達成するのがそんなに簡単ではなさそうな感じかなというふうに思いながら、指標の御説明を伺っておりました。この評語でよろしいのかどうか、ちょっと疑問に思ったということでもあります。むしろ、質問の本質としては、恐らく今ほど御質問いただいた金子委員の御質問の方が、中身としては、お答えいただくと、そこのお答えにもつながってくるのかなというふうに思っております。

もう一つの国土強韌化等のお話ですけれども、これも「目標達成」とされているところ、御存じのとおり、線状降水帯とかいろんな災害があつて、農地が非常に大きな被害を受けている中で、「目標達成」だと、こういうふうな説明をされると、そうかなというふうに思っ

てしまうところでありますけれども、南海トラフとか東日本大震災も入っているということでもあります。十分でないところも多々あるかというふうに思いますけれども、ここはこういう説明でよろしいのかどうか、どういう理屈で「目標達成」になるのかということ、ちょっともう少し補足して説明していただいた方がいいのかなと思いつつ、伺っておりました。

以上でございます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

4人の委員の方々からの御質問、御意見等、頂戴いたしましたので、役所の方から、発言をお願いできればと思います。

○平山経営局就農・女性課長 就農・女性課長の平山でございます。

農協の女性役員の関係でございます。確かに、将来的には15%、役員に占める女性の割合を15%にするということでございますけれども、それに向けた達成状況ということで、2年度は9%という目標に対して8.4%ということでございますので、令和2年度についてはA評価ということでございます。ただ、まだまだ目標に達していないところでありますので、農協役員に占める女性の割合、これを引き上げるための施策を推進していきたいと思っております。

以上です。

○前田経営局総務課長 補足ですけれども、このAとかBという判定の方法につきましては、政策評価書の表の下の方に「達成度合いの判定方法」という欄がございます、こちらに明記しておりますとおり、実績値を目標値で割り算した結果、90%から150%以下だとA、50%以上90%未満だとBというように、この農水省の全体ルールに従って判定させていただいております。

以上です。

○田井経営局経営政策課経営専門官 経営局経営政策課の田井でございます。

青色申告の推進についてお答えいたします。

まず、1点目、達成度割合の対象者はどのような者かという点につきまして、母数は農業経営体数を母数としております。農業経営体は農林業センサスの中で定義され、経営耕地面積が30アール以上の農業を行っているような規模を持っている農家さんということで、専業農家とか兼業農家とか、そういう切り口から対象を設定しているものではございません。

2点目、青色申告は複式簿記だけか、それとも簡易簿記も含んでいるのかという御質問でございますけれども、この点につきましては、両方とも含んだ数字で計算してございます。

3点目、目標値の設定の考え方でございます。目標値の設定は、まず令和元年度の実績の

39%を基準値としまして、そこから過去、平成26年度から令和元年度までの間の伸び率を考慮して、令和7年度の目標値というものを設定してございます。

以上でございます。

○小川経営局経営政策課長補佐 続きまして、金子委員からの御質問にお答えいたします。経営政策課の小川と申します。よろしく申し上げます。

金子委員から、家業から経営体に移行するのが必要ではないのかと、国としてどういう意識を持って施策を行っているかという御質問がございました。

我々としても、金子委員のおっしゃるとおりの問題意識を持っておりまして、農業経営の法人化ということで様々な施策を進めております。法人化には、例えば、経営管理の高度化、安定的な雇用の確保、円滑な経営継承や雇用や就業機会の拡大など、様々な効果がありますし、家業からしっかりした経営にして、経営発展までしっかり応援していくということが重要だと考えております。

このような中、農水省では、法人化や経営発展の推進に向け、各都道府県に農業経営相談所を設置し、農家の相談に応じて、様々な経営面での支援、法人化の支援等を行ってきております。

さらに、これからは、待ちの姿勢で相談に応じるだけでなく、都道府県の責任の下、経営相談所を構成する関係機関の役割分担を明確にした上で、チームを作り、例えば、認定農業者であったり、青色申告農業者であったり、雇用がいる農業者などは、家業からそういった経営体に移行するような重要なターゲットだと考えておりますので、そのような方々をターゲットにして、プッシュ型で法人化等の支援を進めてまいりたいと考えております。

○前田経営局総務課長 続きまして、南島委員から、政策分野の6につきまして、「③相当程度進展あり」ということについての御質問がございました。

これにつきましては、省の取りまとめである広報評価課から答えていただくのが適切かもしれませんが、本日の資料の参考3として「政策評価書の留意事項」という資料がございまして、その中に各政策分野ごとの①から⑤までの判定方法が記載されております。政策分野6については、A評価が5、B評価が3ということから、この基準に機械的に当てはめまして、「③相当程度進展あり」とさせていただいております。

もっとも、委員から非常に重要な御指摘を頂きました。こちらの分野におけます農業経営の法人化や新規就農者の確保、さらには農地の集積・集約化等については、達成がすぐにはできるかという、難しい課題を色々と抱えております。現在、経営局におきましては、人と農地の

関連施策の見直しに着手をしております、年内を目途に現行の政策などについて点検をし、新たな政策パッケージを取りまとめるといった検討をしております。そういったことも通じまして、目標の達成につなげていけるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○庄司農村振興局農村計画課長 続きまして、農村振興局でございます。

興野委員の方から御指摘がありました優良農地、農用地区域内農地のお話ですけれども、農用地区域内農地は、先ほども若干申し上げましたように、守るべき農地として市町村がゾーニング、区域を指定いたします。その中では原則として建物は建てられないような形になっています。ただ、例外がございます、農業用の施設が建てられる場合があったり、あるいは、太陽光パネルでも、パネルを設置して、その下で農業をやるような、営農型太陽光発電というふうに言いますが、そういう格好でできるような場合もございますけれども、原則は建物は建てられない、パネルもべた置きで置くのであれば置けないと、そういうことになります。

ちょっと状況をよく把握しませんと、一概にどうということは申し上げられませんが、もし転用許可を取らないで建物が建っているということであれば、それは違反転用の可能性もあつたりするわけがございます。ちょっと状況が分かりませんので何とも申し上げられませんが、転用許可権限を持っておりますのは都道府県でございます。あるいは、お近くの農業委員会に御相談いただければと思います。

以上になります。

○常葉広報評価課長 農村振興局については⑧の分野について、「目標達成」となっているところについてのコメントを求められていたように思います。

○庄司農村振興局農村計画課長 失礼しました。政策分野8の分野全体の評価につきまして、考え方を申し上げたいと思います。

指標は、1つ把握中のものがございます、それ以外の指標は5つAがございます。それで、この把握中のものは、ちょっとまだ今現在、数字というか指標は出ないんですけれども、公表までには確定すると、数字が出るというふうに聞いておりますので、それをABCを評価をした上で、全体の評価をしたいというふうに思っているわけですが、

一応その実績を把握できる指標が半分以上の場合は、全体を暫定的に評価するという方針でやるというふうに聞いております。したがって、把握中のものが1つでございますので、それを除いて、残りは全体がAでございますので、「目標達成」という形にさせていただいております。

以上でございます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

南島委員からの御発言につきましては、私の方からも一言だけコメントをさせていただきますと、確かに達成度合いの判定については、どうしても横断的に客観的なものが求められるということで、この150%というのを一つの閾値として、それを超えたらA⁺、それを下回って150%未満から90%以上だったらAというようなことでやっているというのが今の実情なわけですが、今の南島委員の御発言を聞いて、そういうものでやっていくことによって、例えば「目標達成」とか言ってしまうことについて、世の中からどういうふうに見られるかとか、そういうこともまた考えながらいく必要があるのかなというふうに感じた次第でございますので、Aのところ、びしっとした回答がまだできるわけではないんですが、今のような閾値の在り方、あるいは各項目で設定いただいている目標値の立て方とか、そういうことも含めて、また今後の政策評価に向けて、省内で検討していく必要があるのかなというふうに感じた次第でございます。

ちょっと今日のところは、私の方からはこのぐらいしか申し上げられないのでございますが、あと、棚澤委員の方から挙手が挙がっているようでございますので、棚澤委員に御発言をお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

○棚澤委員 ありがとうございます。

評価それ自体に関わることではないので、主たる議論から外れるかもしれませんが、今後のことと関連をしたいと思いますので、一言発言をさせていただきます。

大きく分けると二つあるんですが、一つは、農地集積のところ、中間管理事業、これを通じた集積というものが、どの程度政策的な効果が上がっているかということの評価する指標は、入れるのか入れないのか。これは先ほどの林業のところでもちょっと申し上げましたけれども、それは目標値を設定して実現していくというような性格には、必ずしも馴染まない、こういう認識でよろしいかどうかということが一つです。

それから、もう一つは、先ほど前田課長さんもお答えの中で言っておられたことと関連をします。資料5-3になりますか、資料5-3の22ページ、「担い手への農地集積・集約化の加速化」、これはB判定ということで、5年度で80%の集積率のところは58%であるということです。これについては去年もお伺いしたところなんですけど、去年の状況とやっぱり今の状況、若干変わっていると思うんです。

去年の状況ですと、2000年の基本計画の中における文言、多面的な担い手ということで、中

小家族農業が果たしている農地維持、それから地域社会維持の意義というものを、認めようじゃないかという表現になっていました。ただ、それに対して具体的な施策というのは、必ずしも計画自体の中には書き込まれていなかった。

しかし、その後、前田課長さんがおっしゃったように、「人・農地など関連施策の見直しについて」という政策文書が最近出されております。その中では、多様な経営体と、この中には継続的に農地利用を行う中小規模の経営体ですとか、いわゆる半農半Xですか、こういったものを含むということに表現上なっております。それを認定農業者等とともに積極的に位置付けると、こういう政策文書が出されている。

としますと、今後の政策展開、これは相変わらずこの担い手への農地集積・集約化80%というのは、維持していくのかどうか、こうした政策動向をどう加味して修正していくのか、その辺のことについてもしお考えがあれば、お聞かせいただきたいということが第2点目です。

以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

では、経営局、お願いしてよろしいですか。

○田中経営局農地政策課経営専門官 経営局農地政策課の田中と申します。よろしくお願いたします。

担い手の農地集積については、先般公表した「人・農地など関連政策の見直し」の中で、農地の利用集積についても見直しの方向性が示されたところであり、農地中間管理事業を通じた集積の取扱いも含め、見直しの方向性に基づき、検討してまいりたいと考えております。

○常葉広報評価課長 よろしいでしょうか。

大体このセッションについてもいろいろ御意見を頂きまして、大変有り難いところでございますが、この辺でよければ、このセッションは以上とさせていただければと思いますけれども、先生方、よろしいでしょうか。

では、ここで5分間だけ休憩時間を取りたいと思います。5分後に必ず再開したいと思しますので、よろしくお願いたしたいと思います。

経営局と農振局の皆さん、どうもありがとうございました。

このセッションはここで終了させていただきます。

午後 4時00分 休憩

(説明者入替え)

午後 4時06分 再開

○常葉広報評価課長 お待たせをいたしました。それでは、会議を再開したいと思います。

続きまして、中目標2の「農業の持続的発展」の後半部分、整理番号でいきますと、41から65までとなります。主なものを中心に農産局、畜産局、それから環境バイオマス政策課から順次御説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○宮本農産局総務課生産推進室長 農産局総務課生産推進室長の宮本でございます。よろしくお願いたします。

私からは、政策分野⑨「需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化」について御説明いたします。

まず、資料5-1、中間評価結果一覧の2ページを御覧いただけますでしょうか。

整理番号41から59になりますけれども、この分野は19個ある測定指標のうち12個の指標が確定して、達成度合いA⁺の指標が4個、Aが4個、Bが1個、Cが3個、またデータがそろっていないものが7個というふうになっております。このように、全体のうち半数を超える指標で達成度合いが判定できているということですので、現段階ではこの分野の目標の達成度合い、全体の話ですけれども、暫定的に③の「相当程度進展あり」というふうに判定しているところでございます。

それから、次に資料5-2、政策評価結果の概要を御覧いただけますでしょうか。

主な測定指標の状況といたしまして、達成度合いがCになったものについて中心にお話をしたいと思います。Cは3つありますけれども、その要因と対応についてお話をさせていただきたいと思います。

2ページに目になります。52番の「薬用作物の栽培面積」になりますけれども、薬用作物については、生産者と需要者が契約栽培で取引するという特徴があるところがございます。このため、新たに産地化を検討する地域の取組を促進させるため、マッチング会の開催ですとか、栽培技術研修会ですとか、技術アドバイザーを派遣するといったような対応とともに、地域における取組である実証圃の設置ですとか、農業機械の改良といったものに対する支援を実施してきたものでございます。

その一方で、達成度合いが低かった理由でございますけれども、契約メーカーの希望による、専ら医薬品に使っている作物、薬用作物として面積集計を対象にしているもの以外にも幾つかありまして、こういったものへの作付転換ですとか、規模拡大に取り組んでいる産地でも、発芽不良が出て栽培が止まってしまったといったことが、実際としてあったということで、要因

になっているというふうを考えております。

今後の話ですけれども、薬用作物の生産拡大に向けては、今お話したように、実需者側との需給情報の交換ですとか共有、こういったことが大事だと思っておりまして、一方で、産地によっては生産量増えているようなところもありますので、引き続き薬用作物の定着とか増産の要因を把握しながら、産地形成が加速化できるような事業を検討していきたいというふうを考えております。

それから、二つ目、55番の「大豆の生産量」ですけれども、営農技術ですとか農業機械の導入で生産性の向上を進めるため、生産コストの削減ですとか、基盤整備による水田の汎用化、排水対策などに取り組んでいるところでございます。

一方で、達成度合いが低かった理由といたしましては、天候の影響で、北海道では生産が増えた一方で、本州では種まく時期に雨が降ったりして、なかなか天候不順の影響で生産が伸び悩んだということが要因だというふうと考えております。

今後の対応といたしましては、今般、予算措置いたしました麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト、こちらによりまして営農技術や農業機械の導入による生産性の向上に取り組むこととしております。

最後に、59番です。「担い手の米の生産コストにおける生産資材費と労働費」というものですけれども、こちらについては、農業資材事業の事業参入を支援して、農業資材の価格を引き下げるといったことに向けた事業環境を整備するとともに、例えばトラクターの機能の絞り込みですとか、肥料の銘柄集約といったことで、価格を引き下げる、あるいは調達コストを下げていくといった取組ですとか、資材の価格状況を調べて公表して、農家がより低価格の農業資材を選べるように、取組を進めてきたところでございます。

しかしながら、達成度合いが低かった理由といたしましては、昨年は外国為替市場相場が大幅に上がったということで、肥料原料、海外から輸入しているものが多いということですし、農薬の原料は、原体は輸入しているものが多いということで、コストが上がって、資材価格全体が上昇基調になったということが理由だというふうと考えております。

今後の対応ですけれども、実はもう一年前と比較すると、資材費、労働費は60キロ当たり194円減少ということで、単年度の目標の103円を達成しているというような状況もありますので、去年はここにお話ししたような状況でございましたけれども、引き続き資材費低減に向けた取組の成果が、長い目で見ると一定程度進めていると、下がっているというふうと考えておりますので、引き続き農業資材事業の再編ですとか事業参入、資材コストの低減、低価格な資

材を選べるような情報提供などに取り組んでいきたいというふうを考えております。

簡単ですが、⑨の説明は以上でございます。

○阿辺環境バイオマス政策課長補佐 続きまして、政策分野⑫、「環境政策の推進」について、環境バイオマス政策課、阿辺から報告申し上げます。

資料、もう一度5-1にお戻りください。資料5-1の2ページ目でございます。

今御説明あった⑨の下に、一番下段のところに「⑫環境政策の推進」でございます。この分野は測定指標、6個ございます。このうち2個の指標が確定し、達成度合いで見ると、Aの指標が一つ、Bの指標が一つとなっております。残り4個の指標は把握中になっております。したがって、把握中の指標が半数を超えているという状況にございまして、この分野の目標の達成度合いについては、暫定的な判定は行わず、実績を把握次第、判定するというようにしております。

以上、簡単でございますけれども、⑫の説明でございます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方からの御意見、御質問を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

では、お二人の委員から挙手が挙がっておりますので、お二人の委員からそれぞれ御発言いただいた上で、役所の方からの回答という進め方としたいと思います。

南島委員、智田委員から挙手が挙がっておりますので、この順番でお願いしたいと思います。

まずは南島委員、お願いいたします。

○南島委員 新潟大学の南島でございます。御説明、ありがとうございます。

⑨番の「需要構造の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化」についてですが、まず「相当程度進展あり」という政策分野評価の評価が行われておりますけれども、A、A^〳の数を合わせても8個、全体の指標の数は19個ありますので、半分はいいではないかと思いますが、「相当程度進展あり」というふうに暫定評価をされた、そこ、ちょっと理由を教えてください。それが一つです。

それから、同じく農産局さんにお伺いしたいのが、主な要因の御説明は先ほど頂きましたが、契約メーカーの事情と天候不順と為替変動というお話だったかというふうに思いますけれども、これらは外部要因ということで、やむを得ないところがあるのかなというふうに思いながら伺ってございました。この分野のそれ以外のA^〳が2つ説明がありますけれども、ここが良かった

と、ここが「相当程度進展あり」の理由なんだと、PRできるようなところがあれば、教えていただければというふうに思います。

以上、2点でございます。よろしくお願いいたします。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、智田委員、お願いいたします。お願いできますでしょうか。

○智田委員 フジテレビの智田です。よろしくお願いいたします。

この「需要構造の変化に対応した生産基盤の強化」などの分野でも、コロナの拡大の長期化による影響が続いているということで、この分野は食生活に関わるだけに、特に国民の皆さんの関心が高いと思います。その評価結果では、鶏肉の生産量などでコロナの影響についての言及がありますけれども、もう少し深く分析して、それを踏まえた評価にさせていただいた方が良いというふうに思うとともに、もう少し数字的な裏付けをより入れ込んでいただいた方が良いのではないかとこのように感じました。

例えば、評価書の鶏肉の需要について、健康志向の高まりとか国産志向を背景に順調に拡大しているとか、あと、「巣ごもり需要」で価格も順調に推移しているというふうに記されているほか、野菜でいうとカボチャの実需は高いとか、お野菜でも消費量が増加傾向にあるというふうに記述されているんですけども、具体的にどれぐらい拡大したのか、例えば総務省の家計調査のデータなども入れ込んで、それを評価の材料として消費動向を浮き彫りにした方が、よりイメージが湧きやすいのではないかとこのように感じました。

あと、Cとなっているこの「担い手の米の生産コストにおける生産資材費と労働費」ですけれども、先ほども説明されていましたが、海外依存度の高い肥料とか農薬は、為替相場が多分に影響する分野だと思います。今後、アメリカの金融政策が大きく動いていく中で、為替の動向をより注意深く見ていく必要があると思うので、世界経済との連関でのマクロの視点での分析をより打ち出してもよいのかなというふうに感じました。

以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、担当の方からの発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○宮本農産局総務課生産推進室長 それでは、まず宮本から二つお話ししたいと思います。

一つは、暫定的に「相当程度進展あり」とした理由ですけれども、政策評価書の判定のガイドラインを踏まえた農林水産省政策評価実施計画の中で、分野ごとにA⁺とAとBが半分以上で、Cが4分の1以下というふうになっていて、お話にあったとおり、把握中のものが確かに

多いという状況ですけれども、今確定している12個の中では、A¹とAとBで半分以上を超えていて、Cが4分の1になっていて、残り把握中のものも同じように増えたとしても、③ぐらいには達成できるのではないかとということで、取りあえず暫定的にそう申し上げたということですが、今後の具体的な、まだ把握中のものもデータが固まっていきますので、その上で最終的に判定して参りたいと考えております。

それから、御質問の中で、一つ、Cになったものだけではなくて、A¹みたいな非常に評価が高いものについてのお話も頂いているところでございます。

今回のコロナの中で、例えば加工・業務用の野菜の話を少しできたと思うので、こういったデータを基にするのかということでございますけれども、今回は指標については資料5-2の47が加工・業務用野菜になりますけれども、全体としては目標値、令和2年度103に対して106ということで、非常に増えているという状況でございます。指標自体はこれでしているんですけれども、担当部署の方でも、コロナによる加工・業務用野菜の需要については分析をしております。昨年の発生直後、2月、3月頃には野菜各品目とも輸入量も非常に減って、需要も影響した面がありましたけれども、その後、夏以降については需要がかなり巣ごもりなどの影響もあって増えていって、価格面でもかなり上がってきたという状況でございます。

産地の供給という立場では、野菜についてはある程度コロナの状況の中でも、外食とかは減る一方で、「巣ごもり需要」の関係で、中食ですとかデパ地下のようなもの、それからレトルト食品に使うような、家庭での原料用の野菜については、輸入する方、国内供給とも増えている状況があるということで、それなりのニーズに対応した、例えばスーパーさんですとか中間事業者さん、それから食品製造業者さんなんかも、それに切り替えた対応をしているというふうに分析をしているところでございます。

関連して、A¹というお話で、加工・業務用野菜について今申し上げたようなことで、量が増えているということも御紹介ということで、対応させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○馬場畜産局総務課畜産総合推進室長 続いて畜産局の畜産総合推進室の馬場と申します。

先ほど御質問のありました消費者の動向を分析をして、コロナの「巣ごもり需要」などを分析しているのかという点につきましては、消費者の家計調査といったデータは活用はしていないのですが、農林水産省で調べております鶏肉の卸売価格の推移を分析しております。令和元年度等と比較いたしますと、新型コロナウイルス感染症の「巣ごもり需要」が旺盛となったことから、令和2年4月以降、かなり上昇傾向で推移をしているところでございまして、

過去と比較してもかなり高い水準にあるというところでございます。

現在も堅調な需要が継続していることもありますので、こうした「巣ごもり需要」の影響を受け生産も併せて拡大をしているものと考えております。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

興野委員から挙手があるようなんですけども、興野委員、御意見、御質問等の発言をお願いしてもよろしいでしょうか。

○興野委員 栃木県の興野です。

私、酪農家なんです。それで、生乳の生産量はA⁺と、とても好成绩であります。けれども、うちの方の栃木県は5組合ありまして、うちはその中の一番大きな組合員です。それでも、毎年十数軒、酪農をやめております。それは、担い手もありますけれども、やはり機械が古くなったり牛舎が古くなったり、そういった感じで高額な修繕費やら改築費が掛かるということでやめていく、それから担い手が、後継者がいないというようなことでやめていくので、このA⁺というのは、今はいいんですけども、これからとても考えるべきじゃないかなと思います。

また、日本には、牛乳は、抗生物質やら何やら一頭一頭、それから一組合が個人的にもすごく検査検査でやっております、皆さんに提供しております。ですが、私、ちょっとこんなふうに申して申し訳ないんですけども、中国や韓国などは物すごく甘くて、抗生剤の牛乳はほとんど出荷されております。日本にも牛乳が足らなくなった場合、やはりそれが粉ミルクとして輸入されて、それが外食産業やら皆様の後継者、それからお孫さんやお子さんが抗生物質入り乳製品のお菓子やケーキを食べる、そんなような時代が来るのではないかと、とても恐ろしく思っております。

それから、飼料作物の生産量なんです、これ把握中になってはいますけれども、これもやっぱり今すごく本当に餌代が高くなっておりまして、水よりも安い牛乳を生産している本当に酪農家なんかはとても大変な状態でありまして、やはり少しでも農地で飼料作物を作って、それから牛に与えるというような方法を取っておるんですけども、なかなかその集積ができない状態です。これは先ほどの農地管理機構と関わりがあると思います。少しでも飼料作物の生産量を自作し、コストを下げる必要があると思います。

また、飼料用米と米粉用米の生産量なんですけれども、これもやはり把握中なんですけれども、今、全国的にもそうだと思うんですが、米がすごく余ってしまっていて、我が県のJAの方も米を作らないで飼料米を作るよという指導がありまして、米を昔から作っている生産者には、とてもとても苦渋の選択でありまして、やはり考えて考えて飼料米を作ろうとか、

そんな感じに今なっている状態であります。

米が余るとか、そういうことは国としてどうかなというふうに思いますし、酪農家の今の現状を皆さんに分かっていただきたく、意見を申しました。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

ほかの委員、古賀委員と榎澤委員からも挙手が挙がっておりますので、お二人の委員から御発言を頂きまして、その上で役所の方からコメントということに進めていきたいと思っております。

まずは古賀委員、お願いできますでしょうか。

○古賀委員 政策分野名からというと、⑨番、「需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化」の59番で、測定指標の中に労働費の合計ということが入っておりますが、要因分析、対応方針の中に労働費の説明がございません。それで、例えば個別経営体であれば家族経営型が多くて、組織法人経営であれば雇用型が多かろうと思っております。それで、労働費につきましては、例えば最低賃金にしても、全国でばらつきがあるわけですが、そのことについて基準値、目標値、実績値への反映・評価がどうなっているのでしょうか、それを御説明ください。よろしく申し上げます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、次、榎澤委員、お願いいたします。

○榎澤委員 先ほどの生産コストにおける生産資材の問題と、それから有機農業の取組面積のことについてちょっとお伺いしたいんですが、これも今までの政策展開に関する評価ということよりは、今後の指標設定に係ることとなると思っております。

御存じのように、みどりの食料システム戦略というものを農水省は出されました。これによりますと、先ほどの生産コストにおける生産資材費、これについては、資材調達における脱輸入ということをこの戦略の中では掲げられております。したがって、今後は、こここのところであれば、むしろ脱輸入の実績というものを指標に置いていくということが考えられるんじゃないかというふうに思います。

それから、もう一つは有機農業の取組面積ですけれども、これは驚くべき数字が出されてきていて、2050年までに100万ヘクタールの有機農業の取組面積にするという目標が出されておられるわけです。そうしますと、これは何ページになりますかね、有機農業の目標面積が出されておりますが、資料5-3の41ページですか。12年度、6万3,000ヘクタール、恐らくこれでは全く到達できない目標値ではなかろうかと思うんですが、新たに出された戦略との関連で、今後どういうふうな展開を考えておられるか、教えていただければと思います。

以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、役所の方からお願いできればと思います。では、答えられる方からでいいです。

○馬場畜産局総務課畜産総合推進室長 すみません、最初に質問のありました畜産関係の3点の質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目が、経営、離脱される方も多いということで、経営を続けていくための投資への支援につきましては、我々が持っています畜産クラスター事業でございますとか、担い手に位置付けられた後継者に対して、初妊牛のリースとか畜舎の増改築を支援する事業などにより、経営を継続できるような支援をさせていただいているところでございます。

2点目が、牛乳の食品衛生ということでございますけれども、それにつきましては、やはり我が国の国民の消費者の方が求める安全の水準を担保していくということは非常に大事なものでございまして、それは食品衛生法によりしっかり担保していかないといけないと思っております。

また、海外からの輸入の粉ミルクが入ってくるのかどうかということにつきましては、我が国の酪農におきましても、生乳を乳製品等に振り向けるような事業も奨励しておりますので、しっかり事業を進めていきたいと考えております。

3点目が、飼料作物が高騰していて、高コスト化しているということについてでございますけれども、私どもとしても非常に問題意識を持っておりまして、これまでの飼料作物の過度な輸入依存からの脱却を図っていかねばならないと考えておりまして、国産の飼料作物の生産拡大をしっかり進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○常葉広報評価課長 はいどうぞ。

○町田農産局技術普及課係長 すみません、農産局の技術普及課でございます。

まず、古賀委員の方から労働費のことについて御指摘が上がってございましたけれども、確かに為替のことを資材費が上がってしまった理由として挙げさせていただいたんですけれども、労働費も実際に個別経営、組織経営ともに、この生産コストにおいてかなりのシェアを占めているのは事実でございまして、個別経営、組織経営とも、労働費の方は他産業における最低賃金なども基に一応数字というのは出しているんですけれども、そちらが実際上がっているということも、生産コストが上がってしまった要因の一つとしては、確かに捉えてございます。

あと、それから、脱輸入のことについて指標に加えられないかという御指摘いただきました

けれども、ちょっと肥料の方が、実際、化学肥料とかですと、大分、原材料が一部の国・地域にあるということで、原料を今、輸入に頼らざるを得ないという状況がございまして、そういった現状も鑑みながら検討はしていく必要があるのかとは思っていますけれども。

ただ、そういった化学肥料だけじゃなくて、そういった堆肥の施用とか、あと、そもそもの肥料の施用を減らしていくとか、そういったことで、輸入への依存も減らしていくということも一つの重要な課題として捉えていることは、承知しております。

○常葉広報評価課長 お願いします。

○宮地農産局農業環境対策課長補佐 農産局農業環境対策課の宮地と申します。

榑澤委員の方から最後に御質問いただきました、有機農業の今後の進め方についてという御質問がありましたので、その点についてお答えをさせていただきます。

確かに、2050年までに有機農業を100万ヘクタールにするというのは、非常に意欲的であるということは、いろいろなところで御指摘を頂くところです。ただ、実際に現行におきましては、2050年のこの100万ヘクタールという目標実現に向けまして、まずはということで現状の2万3,500ヘクタールを2030年までに6万3,000ヘクタールに拡大するというので、これは有機農業の基本方針というものを立てまして、それに基づいて推進をしていこうということで今進めているところでございます。

まず、この6万3,000ヘクタールという中期的な目標の達成のためには、まず点にとどまっている有機農業の取組につきまして、生産から流通、加工、また消費まで巻き込んだ面の取組に拡大をしていくということが重要だというふうに考え、そうした施策を打っていきたいというふうに考えてございます。

また、100万ヘクタールの目標実現というところにつきましては、更にこれまでの現行の技術を面的に拡大しつつ、また、2040年を目標に、AIによる病虫害発生予察であるとか、土壌微生物機能の解明であるとか、病虫害抵抗性を強化するという品種開発など、いわゆる次世代の有機農業技術、こういったものを開発し、更にそれを2050年までに横展開していくというような形で、100万ヘクタールの目標実現ということを進めてまいりたいと考えてございます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

ほかに委員の先生方から御発言等なければ、このセッションはこの辺りで終了したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、このセッションは終了としたいと思います。

担当局の皆さん、どうもありがとうございました。

入替えを行いますので、少々お待ちください。

(説明者入替え)

○常葉広報評価課長 お待たせをいたしました。それでは、中目標3の関係のセッションに移りたいと思います。整理番号でいきますと、66番から86となります。

農村振興局からの説明になります。よろしく願いいたします。

○庄司農村振興局農村計画課長 よろしく願いします。委員の皆様、お疲れさまでございます。食料・農業・農村の三つ目のパート、農村について担当しております農村振興局の農村計画課長の庄司でございます。よろしく願いいたします。

それでは、資料5-1に沿って説明を差し上げたいと思います。

農村の分野は昨年、基本計画を見直して、大きな3本柱を立てました。「しごと」、「くらし」、「活力」という3本柱を立てております。それぞれが政策分野に対応しているということで、「しごと」が13番の「所得、雇用機会の確保」、それから「くらし」が14番の「農村に人が住み続けるための条件整備」、それから「活力」が15番の「農村を支える新たな動きや活力」ということで、対応しているということでございます。

通し番号で説明したいと思います。66番ですけれども、これは「中山間地域の特色を生かした営農と所得の確保に取り組む事業を実施する区域のうち、事業目標を達成した地区数」の目標でございます。

それから、67番は、農村で仕事をつくらないといけないということで、「地域資源を活用して所得と雇用機会を創出する取組のうち、事業目標を達成した地区数」、これを目標にしております。それで、話し合いを行って、計画策定を行う事業なんですけれども、昨年、コロナでちょっと低調だったということで、測定指標評価はBになっております。

それから、68番です。「グリーンツーリズム施設」、これは農家民宿等がこれに該当します。その「年間延べ宿泊者数」、それから「訪日外国人のうち農山漁村体験等を行った人数」の指標です。これが今、把握中でございます。

それから、69番、「ジビエ」、これは鳥獣害を起こします野生イノシシやシカの肉、駆除した「これらの利用量」の指標でございます。

それから、70番。70番は、「農福連携」、障害者等の農業への就労支援を行うものですが、これも、「それに新たにに取り組む主体数」の指標です。

71番。71番は、「農村産業法」、これは企業誘致の支援を行う法律ですけれども、「それを

活用した産業の立地・導入に向け、新たに市町村との調整を了した企業数」ということで、これもちよっと去年はコロナの影響が出たためでしょうか、Bになっております。

それから、72番です。72番は、「農業水利施設を活用しました小水力発電の電力量」、これがかんがい排水、農業用排水に用いる電力の中でどれぐらい占めるのかと、なるべくこういうのを使っていこうということで、指標を定めています。

それから、73番ですけれども、73番は、「再エネを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組、これを行う地区の再エネ経済規模」、これを大きくしていこうと、そういう指標でございます。

それから、74番は、「年間販売額1億円以上の通年営業の直売所の数」、これを増やそうという指標でございます。

それから、75番は、平成30年に成立をしました「都市農地貸借円滑化法に基づき貸借された農地面積」、これの目標でございます。

以上が⑬番の政策分野になりますけれども、現在把握中のものもございまして、全体としては「把握次第判定」ということになっております。

続いて、⑭番、通し番号76番でございます。76番は、「地域活性化対策事業において、地域の将来を構想する計画を策定した地区数」の指標でございます。

それから、77番から80番までは、日本型直接支払の指標です。

77番は、「多面的機能支払」、農地、水路などを維持するための共同活動を支援するものになりますけれども、「農業者以外の多様な人材の参画率」を指標にしています。

78番は、同じく「多面的機能支払」の指標ですが、「広域体制の下で共同活動をやっている、そういう農地面積の割合」を指標にしています。

それから、79番は、「中山間直接支払」、条件不利な中山間地域等に不利を是正するための交付金を交付しておりますが、「それによって減少が防止される中山間地域の農業地の面積」、これを指標にしております。

それから、80番は、「環境保全支払」でございまして、「そういう取組を通じた温室効果ガスの削減量」としてしています。

それから、81番でございますが、「地域活性化対策事業において、農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組」、高齢者を見守るやつとか買物支援といったような、「目標を達成した地域数」の指標でございます。

82番は、鳥獣害の「鳥獣被害対策実施隊の隊員数」の指標です。

以上が⑭番ですけれども、これは未確定の把握中の情報がございますので、全体としては「把握次第判定」ということになっております。

⑮番でございます。

83番につきましては、これは「農山漁村の関係人口の拡大」の指標です。

それから、84番は、「外部人材の活用」ということです。

85番は、「棚田の振興」。

それから、86番は、景観法とか歴まち法といった、「農村景観関係の計画の策定市町村数」の指標です。

こちらは4つ判定があるうちの2つがAとなっておって、あとの2つが把握中でございます。これはさっき⑧番のところでも若干御説明しましたけれども、一応実績を把握できる指標が半分以上に行っているときは全体を暫定的に判定をさせていただくということで、把握中のものを除きますと、こちらもAなので、全体としては「目標達成」と、ちょっとぎりぎり恐縮ですけれども、そういう結論としております。

以上になります。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からの御意見、御質問を承りたいと思います。よろしく願いいたします。

今のところお一人の委員、古賀委員から挙手がございましたので、まずは古賀委員、お願いできますでしょうか。

○古賀委員 長崎の税理士で、古賀です。

長崎、正に中山間地域なんですけれども、66番のところ、「中山間地域の特色を生かした営農と所得の確保に取り組む地区のうち、新たに事業目標を達成した地区数」がAという評定なんですけれども、意味するところといいましたら、事業目標を達成したということがどういう評価指標になっているのか、営農と所得の確保ができたということで、Aという想定をするに当たって評価になっているかどうか、そこを教えてください。お願いします。

○常葉広報評価課長 続いて、興野委員からも挙手が挙がっておりますので、まず興野委員からの御発言をお願いできますでしょうか。

○興野委員 興野です。

まず、⑬番の73、「再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う」というんですけれども、これ、もう少し詳しく説明いただきたいなと思います。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、今のお二人の委員の御発言につきまして、農村振興局の方からコメントをお願いしますでしょうか。

○庄司農村振興局農村計画課長 すみません、66番の指標なんですけれども、これは中山間地域の特色を生かした営農とか所得の確保に取り組むようなことを、話し合いを通じてそういう取組をしようという、そういうのを推進していくような事業がございます。それで、そういうのに取り組んだ地区数というものを指標に最初しようということも考えたんですけれども、そういうことにしますと、事業をやったところが、やれば達成ということになってしまって、いわゆるアウトプット指標というやつになってしまうので、もうちょっと効果みたいなものまで見込んだような、アウトカム指標にするということでもいろいろ考えまして、これは事業をやりますと、事業のその達成度合いというのを評価することになっておりますので、一定の評価まで行ったやつの地区数ということにして、単にその事業をやったということじゃなくて、効果みたいなものまで盛り込んだような、そういう指標にしているということでございます。

それから、興野委員から御指摘がありました73番の再エネを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組の具体的な中身ですけれども、これはいろいろありますけれども、大ざっぱに申し上げますと、一つは、再エネの発電をして、収益が上がりますので、その収益でもっていろんな機械を買ったり、資機材を購入して、それで農業を発展させると。そういう取組とか、あるいは、発電した電気を直接栽培現場の方に供給しまして、付加価値の高い作物を作るとか、そういう中身になっております。

以上でございます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

ほかに委員の方々から挙手はございますでしょうか。

特に委員の先生方からほかの発言等ないようであれば、このセッションはここで終えたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、このセッションはこれで終了したいと思います。

農村振興局の皆さん、どうもありがとうございました。

○庄司農村振興局農村計画課長 ありがとうございます。

○常葉広報評価課長 じゃ、入替えをお願いします。

(説明者入替え)

○常葉広報評価課長 お待たせをしております。

続きましては、中目標でいきますと4番、整理番号でいきますと87番から92番までについての御説明となります。災害総合対策室からの御説明となります。

よろしく願いいたします。

○野中地方課災害総合対策室長 災害総合対策室の野中です。よろしく願いいたします。

それでは、政策分野16、「東日本大震災からの復旧・復興」について説明します。

令和2年度実施施策に係る政策評価結果について、資料5-1の3ページを御覧ください。

「津波被災地域における営農再開が可能になる農地面積」については、目標値の1万8,680ヘクタールに対しまして、実績値が1万8,560ヘクタールとなっておりますので、測定指標評価をAとしております。

続きまして、「検査により放射性物質濃度が基準値を超過した農畜産物の割合」についてですが、こちらは基準値を超過した農畜産物は検出されませんでしたので、測定指標評価をAとしています。

なお、「大都市圏への福島県産の主要青果物の供給量」については、11月頃集計予定となっておりますので、測定指標評価は把握中としております。このため、政策分野16の評価については、暫定的に「目標達成」としているところです。

続きまして、資料6-1の3ページを御覧ください。

こちら、「津波被災地域における営農再開が可能になる農地面積」につきましては、福島県から、復旧事業の建設に係る状況や他事業等との調整状況を踏まえた復旧完了時期の見通し、聞き取り等によりまして、令和6年度までの目標値を設定しております。

「検査により放射性物質濃度が基準値を超過した農畜産物の割合」については、平成30年度以降、基準値を超過したものはないことから、パーセントの目標値を点数に改め、原子力被災12市町村の営農再開面積につきましては、国と福島県が協議して定めた事業目標を踏まえて、令和7年度末までに約6割の営農再開を目標としております。

続きまして、「大都市圏への福島県産の主要青果物の供給量」の指標については、平成24年度に福島県が定めた福島農林水産業振興計画に位置付けられたものですが、令和4年度に策定予定の同計画では、新たな指標として、福島県農産物、米、桃、牛肉になりますけれども、この価格水準を併せて位置付ける予定でありますので、これに合わせて変更するものであります。

続きまして、政策分野17、「大規模自然災害への備え」について説明いたします。

資料、先ほどの資料5-1の3ページを御覧ください。

一番下になりますけれども、まず「農業保険の加入率」については、農業用ハウスに係る補

助事業について、園芸施設共済の加入の要件化のほか、耐用年数が一定程度経過したものを補償から除外する場合や、集団加入する場合等における掛金の割引、新築時の資産価値まで補償できる特約や、少額の損害から補償できる特約といった補償の充実など、ニーズを踏まえたメニューの見直し等を実施した結果、令和2年度の目標値70%に対しまして、実績値は65.6%となっておりますので、A評価としております。

なお、メニューの見直しにつきましては、まだ日が浅く、農家の間に十分浸透しているとは言い難いことから、今後はターゲットを定めて個別訪問するなどして、農家の経営内容に合わせた複数の補償内容や掛金を提案すること等により、加入率の向上に取り組んでまいります。

「ため池等の整備により湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積」は、湛水被害等が生じている、又は生じるおそれがある農地を減少させることを目標として策定されています。令和2年度の実績値に関しましては、現在把握中となっております。

なお、令和元年度は、目標値27万ヘクタールに対しまして、実績値は約21万ヘクタールとなっております。

三つ目の測定指標、「政府備蓄米の備蓄水準」につきましては、不作が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準として、100万トン程度を運用しております。毎年播種前に、21万トン程度を買い入れまして、5年持ち越し米となった段階で飼料用米として販売することとしております。令和2年度につきましては、目標100万トンに対し91万トンを確認しています。このため、政策分野17の評価につきましては、暫定的に「目標達成」と判定しております。

続きまして、最後、資料6-1の3ページ目、先ほどのところに戻っていただきたいと思えます。

「ため池等の整備により湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積」は、今期、土地改良長期計画を策定する際に見直してございまして、同計画においては、令和7年度までに21万ヘクタールについて湛水被害等を減少させることを目標としておりますので、これを政策評価の目標としたところでございます。

「食品産業事業者における事業継続計画の策定に係る指標」につきましては、アンケート結果等を踏まえまして、令和6年度までに45%を目標としております。

以上で私からの説明を終わります。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

委員の皆様からの御意見を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

特に挙手がないようでございます。このセッションは、じゃこれで終了ということで、先生

方、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、このセクション、終了させていただきます。

担当局の皆さん、どうもありがとうございました。

入替えを行いますので、少々お待ちください。

(説明者入替え)

○常葉広報評価課長 予定の時間よりも進行が遅れて、大変申し訳ございません。三つ目の議題であります水産行政分野についての議論に移りたいと思います。

水産分野につきましては、本年は今の基本計画の最終年でございます。新しい水産基本計画の見直しを行う年でもございます。このため、令和2年度の実績評価結果を新たな基本計画に適切に反映させていくということが大変重要でございますので、先生方の御意見をそのような観点から頂戴できれば有り難いかと思っております。

お待たせしましたが、水産庁の皆さんから御説明をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○河村水産庁漁政部企画課長 7月1日付で水産庁の企画課長を拝命いたしました河村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

では、着席して御説明をさせていただきたいと思っております。

令和2年度の実績評価の結果概要と要因分析について御説明させていただきます。

資料7-1と7-2を御覧ください。詳細な内容を、資料7-3に評価書を御用意しておりますが、取りあえず資料7-1と7-2を中心に御説明させていただければと思います。

本年度は、水産関係の政策分野でございます政策分野の22番の「水産資源の回復」、23番の「漁業経営の安定」、24番の「漁村の健全な発展」について、評価を実施することとされております。具体的には、この資料7-1に記載しております21の指標が評価対象に該当しているところでございます。

それでは、順番に、まず資料7-1の政策分野22番の「水産資源の回復」につきまして御説明させていただきます。

各指標の達成状況を申し上げますと、指標数4個のうち3個で実績を把握しております。そのうち1事業がB評価で前年の実績値を下回っておりまして、2指標でC評価となりました。分野全体の達成度合いといたしましては、「目標に向かっていない」という判定となっております。

要因分析の対象は、資料7-2でお示ししております。

達成度合いがBで、前年度の実績値を下回った「主な栽培漁業対象魚種及び養殖魚等の生産量」、そして、達成度合いがCとなります「資源評価対象魚種のうち漁獲の強さが適正な水準にある魚種が占める割合」というのと、あとは「国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数」というのが対象になります。

まず、「資源評価対象魚種のうち漁獲の強さが適正な水準にある魚種が占める割合」についてですが、今回の測定は令和2年度の資源評価結果——これは令和元年度までのデータを利用しておりますけれども、これに基づくものでございまして、令和2年12月に施行いたしました改正漁業法に基づきます新たな資源評価が行われた水産資源が極めて限定的、83系群のうち20系群になっております。また、漁業法に基づく資源管理も、先行して実施したサバ類については令和2年の漁期から行っておりますけれども、そのほかの従来のTAC魚種につきましては、令和3年の漁期から開始したばかりでございまして、そういった意味で、その効果、影響が結果に出ていない、今、過渡期にあるというふうに考えてございます。

加えて、近年、海洋環境などの変化によりまして、これまで見られなかった不漁などが起こっております。こうした状況を反映した資源評価を実施したことによりまして、評価がCとなりましたが、現在の指標と合致した新たな漁業法に基づく資源管理システムの構築を目指しておりますので、引き続き状況を注視することと考えております。

次に、「国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数」につきましては、我が国は地域漁業管理機関等の国際機関に加盟して、資源の適切な管理と持続的利用のための活動に積極的に参加するとともに、合意された管理措置が着実に実行されるよう、加盟国の資源管理能力向上のための支援などを実施しております。

こうした中、令和2年10月、我が国の地中海での漁業実態を踏まえまして、地中海漁業一般委員会を脱退いたしまして、資源管理対象魚種と漁業協定数がそれぞれ減少したこと等により、評価がCとなりました。

なお、我が国の漁業を取り巻く状況を踏まえまして、協定への加盟状況は変化しております。現在の目標値は現状にそぐわないと思っております。今後、目標値の見直しを検討してまいります。

「主な栽培漁業対象魚種及び養殖魚等の生産量」につきましては、国が本格的に養殖業を振興していくこととしており、国内外で需要の拡大が見込まれておりまして、養殖業の強みを生かせるよう、養殖品目を戦略的養殖品目として設定いたしまして、生産から販売、輸出に至るまで総合戦略を立てることとしております。現在のところ、ブリ類、マダイを含む5魚種を戦

略的養殖品目として位置付けておりまして、品目ごとに生産量の目標ですとか輸出額の目標を設定しておるところでございます。また、栽培漁業につきましても、漁業者からのニーズの高い栽培対象種の種苗生産、放流技術開発の支援などを行っております。

養殖業、栽培漁業の支援を行っておりますが、近年、海洋環境の変化とか異常気象によるサケやホタテ貝などの生産量の減少が、全体の生産量減に大きく影響したことによりまして、評価がBとなりましたが、現在の指標の下で、昨年の7月に養殖業成長産業化総合戦略といたしまして、生産目標に向けて増産を図ることとしておりまして、令和2年度の漁獲量が過去最低だったサケ類につきましても、回帰率向上の取組を進めていくこととし、引き続き状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、資料7-1の政策分野の23番、「漁業経営の安定」について、御説明させていただきます。

各指標の達成状況を申し上げますと、指標数5個のうち4個で実績を把握しております。そのうち3指標がA評価、そして1指標がB評価で、前年度の実績値を下回る指標になりました。分野全体の達成度合いといたしましては、「相当程度進展あり」という判定になってございます。

要因分析の対象は、資料7-2でお示ししてございますけれども、達成度合いがBで、前年度の実績値を下回った各年度の漁業所得目標を達成した地区の割合が対象となります。各年度の漁業所得目標を達成した地区の割合につきましては、水産庁では25年度より漁獲量の減少などにより疲弊している水産業や漁村を再生して、水産業の持続的な発展及び活力ある漁村を実施するために、各漁村地域の漁業所得を10%以上向上させることを目標に、「浜の活力再生プラン」を推進しておりまして、令和3年3月末現在で579地区でプランの策定をしてまいりました。

各漁村地域ごとに、地域ブランドの確立や消費者ニーズに沿った加工品の開発等による収益力向上や、船底の清掃などの燃油使用量削減などを実施してきたところでございますけれども、近年の不漁などによりまして出荷量が減少して、所得が減少している中、目標を達成した地区の割合も減少傾向にございます。

また、令和2年度にサケやサンマが過去最低の水揚げとなるなど、想定を上回る不漁などが発生したことによりまして、評価がBとなりましたが、達成率低下の要因、対策について分析・検討を行い、施策がより効果的となることに努めつつ、取組の成果がより端的に示されるような指標、サブ指標の設定に取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、資料7-1の政策分野24番、「漁村の健全な発展」について御説明いたします。

各指標の達成状況を申し上げますと、指標数12個のうち8個で実績を把握しております。そのうち5指標がA評価、2指標がB評価で、前年度の実績を下回る指標はございませんでした。そして、1評価がC評価となりましたが、分野別の達成度合いといたしましては、「相当程度進展あり」という判定になってございます。

要因分析の対象は、資料7-2でお示してございますけれども、達成度合いはCで、「水産物の輸出額」が対象になります。

「水産物の輸出額」につきまして、我が国の水産物の輸出金額は、平成23年の福島の第一原子力発電所の事故により、諸外国の輸入規制の影響等により落ち込んだ中、水産物の輸出拡大を図るため、輸出先国・地域が求める衛生条件への対応などの取組の支援を行ってまいりました。その結果、令和元年度には2,873億円となりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴いまして、海外におけるイベントや移動の制限、需要の減少などが発生いたしまして、主要品目である真珠やブリなどの輸出が減少したことによりまして、輸出拡大の取組の効果が十分に発揮することが困難な状況になりまして、輸出金額が大幅に減少したことにより、評価がCとなりましたが、これまでの取組により輸出額は増加していること、国内市場が縮小する一方で世界シェアは拡大していることから、引き続き輸出拡大に向けた取組を推進してまいります。

令和2年度における評価結果につきましては、以上でございます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、委員の皆様から御意見、御質問を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

4人の委員の方から御意見、御質問の挙手が挙がっておりますので、順次御発言いただいた後で、水産庁の方からまたコメントをお願いするというやり方で進めていきたいと思っております。

南島委員、石井委員、智田委員、室屋委員の順番でお願いしたいと思います。

まずは、南島委員、お願いいたします。

○南島委員 御説明、ありがとうございます。新潟大学の南島でございます。

簡単な質問を一つ。今御説明いただいたのは、令和2年の実績等についての評価ということでしたけれども、水産の基本計画の改定もなさることなので、この間の総括も必要になるかなというふうに思います。この間、水産政策関係では大きな改革をいろいろと進めてこられました。計画期間中では大きな実績があったかと思っておりますけれども、簡単で結構です、どう

ということが成し遂げられたのかということも、せっかくの機会ですので、補足していただければと思います。よろしく願いいたします。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、次に石井委員、お願いいたします。

○石井委員 輪島漁業生産組合の石井です。

水産の方は概要が少ないので、それぞれコメントをしたいと思います。

まず、「資源評価対象魚種のうち漁獲の強さが適正な水準にある魚種が占める割合」ということですが、これは占める割合というのは、量なのか種類なのか、多分、量だと思うんですが、量であれば、直近に多く漁獲されていたサケとかサンマ、スルメイカの不漁の影響が大きいのかなというふうに思います。種類であれば、TAC魚種の拡大が今後予定されており、増えていくことになるので、対応方針にあるように、新たな管理システムの構築を目指していることから、達成度合いは今後増加してくると思われま

次に、「国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数」については、日本周辺の漁業資源が同じ魚種、例えばサバ、イワシ、イカ、サンマなんかは、NPFCで資源評価・管理の議論が行われているように、国際機関に加盟して、資源の適切な管理に向けた活動が、資源の持続的利用、またIUU漁業の撲滅等に貢献できることとして、重要であると思

ただ、魚種と協定数という目標については、目標値の見直しを検討するとなっておりますが、数ばかりではなく、我が国への影響や重要度によって、維持や増加を目標にする必要のないものもあるのではないかと考えております。

次に、「主な栽培漁業対象魚種及び養殖魚等の生産量」ですが、次のこの「漁業所得向上の目標を達成した地区の割合」と併せてですが、これは大分、水産物については、昨年のコロナの影響が大きかったのかなと。流通が大分変わった、食が変わったというところの影響が大きいためというところも、少し影響があったのかなというふうに思っております。

最後ですが、「水産物の輸出額」ということですが、政策評価としては、要因分析にもあるとおり、新型コロナウイルスの世界的拡大による影響が大きかったというふうに思われます。

それと、意見ですが、今年3月にみどりの食料システム戦略に係る意見交換会があり、沖合漁業の代表として参加させていただきました。この戦略には、農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現とあり、水産庁のロードマップにあるように、漁業においては10年後に現在の漁獲量330万トンと440万トンと、110万トン増加させるという計画です。

量が30%増加しても、単価が30%下がってしまっても元も子もありません。資源を増加させると同時に、増加した分は魚価が下がらないよう、輸出を増加させることをセットで考える必要があるというふうに、私は発言させていただきました。

コロナ感染症拡大の影響だから達成できないではなくて、コンテナが不足していたという話とか、食が変わった、食事の仕方が変わったという話もありますので、輸出ができなかった理由の細部にわたった分析や、今後10年掛けて非常に大きな量・金額を増加させる輸出に関する政策を検討すること、また、来年行われる水産基本計画の見直しに反映させることが大事だと思います。

私の方からは以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

続きまして、智田委員、お願いいたします。

○智田委員 御説明、ありがとうございます。フジテレビ、智田です。

資源評価では、これまでのやり方に加えて、新しい漁業法に基づいて、資源ごとに必要な資源量と漁獲の強さを算出して、漁獲のシナリオを描いていくというふうに理解しているんですけども、これまでは漁船の数とかの制限を遵守したとしても、一方で漁獲能力が高まってくることによって、漁獲の強さが過剰になっていくというおそれがあったかと思います。

それから、国際的に太刀打ちできる資源管理を行うために、資源評価を更に高めていく必要もあると思いますけれども、そうした課題にどういうふうに向き合っていくのか、方向性もうちよっと詳しくお聞かせいただきたいというのと、あと、最初に御説明いただいた資源評価対象魚種のうちの漁獲の強さが適正な水準にある魚種、それから3番目の栽培漁業対象魚種、このいずれもその要因分析では、海の中の状態が変化して、これまでになかった不漁が起きているというお話がありました。やっぱりこの海洋環境の変化というのは大きな問題だと思うので、水産庁としてそうした変容にどういうふうこれから立ち向かって、水産資源を回復させていくのか、そのシナリオについての御説明をもうちょっと頂きたいということであります。

以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、続きまして室屋委員の方からお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○室屋委員 桃山学院大学の室屋と申します。

僕のコメントの方は、水産分野に特定していなくて、これでこの会議、もう最後だと思って、全体についてのコメントなので、もしそういう場があれば後で発言しても結構なんですけれど

も、いかがでしょうか。

○常葉広報評価課長 今、言っていただいても結構です。

○室屋委員 そうですか。水産分野に特定したことじゃないんですけれども、この会議、今日ずっと参加させていただいて、僕自身は行政事業レビューの方の委員をさせていただいているんですけれども、その中の進め方としては、ロジックモデルは必ず各事業について示されていて、それに対してどういうアクティビティを行っているかということは、アウトプット指標を出して、成果については、できるだけ定量的な形で、アウトカム指標という形で出されているわけです。それをめぐって、そのロジックについて議論をするんですけれども。

今回たくさん測定指標が出ているんですけれども、各政策分野の中で、どうしてそういう測定指標が、つながりが連関性があるって、そういうものが出てきているのか、その政策効果を測っていく前のロジックがなかなか見えなくて、一つ一つのことに対してAとかBとかあって、それもイレギュラーなことが起きたとか、そういうようなノイズ的な要因も大きかったというのがあるんですけれども、全体像がやっぱり見えなくて、EBPMということで我々ここに集まって議論するということになっているのが、一つ大きな目的だと思うんですけれども、そこができないのが、正直言って少し課題があるんじゃないかということで、次回以降になるのか分からないんですけれども、分野分野の中でロジックのモデルを何か出してもらって、そのやっぱり幹に当たる分野についての議論をしていくということでやった方が、生産的かなというふうに思った次第です。これは水産分野に特定したコメントではないんですけれども。

以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

では、まず、今の室屋委員のコメントについて、現時点での状況を私の方から話しますと、政策評価と行政事業レビューの関係性の整理については公務員の働き方改革の観点等も踏まえながら政府全体で取り組んでいるところであります。

今御指摘のあったような問題意識については我々も同様に持ちながら取り組んでおりますので御理解をいただければと思っております。

私の方からは以上になります。それ以外のところについては水産庁の方からお願いできればと思います。

○河村水産庁漁政部企画課長 ありがとうございます。

まず、南島委員のご指摘からでございますけれども、水産基本計画の見直しに向けて努めているところでございますけれども、総括するよというところでございましたので、現状を簡

単に総括したいと思っております。

御存じのとおり、水産業は基本的には漁船漁業と養殖業の大きく二つに分かれておりまして、漁船漁業につきましては、沿岸、沖合、遠洋と三つに分かれております。沿岸につきましては、これは前回の水産基本計画、平成29年のときの柱でございましたけれども、浜の活力プランというのを設定して、漁業者の所得を今後10%増大していくと。それも水産加工や流通とかそういう方みんなで話し合っ対策を講じていくというようなことを取り上げたわけでございます。その結果、先ほど冒頭で申し上げたとおり、浜の活力プランにつきましては、策定状況がよく、また第2期に進んでいるところも結構あるということで、一定の評価があったというふうに思っております。

沖合につきましては、不漁問題もあるんですけれども、先ほど申し上げましたけれども、基本的には科学的根拠に基づく資源管理というのをしっかりやっていく必要があるということで、漁業法の改正をいたして対応することになったということでございます。昨年の12月に施行ということになりまして、ロードマップというのを策定して、令和5年度までに取り組むべき課題、そして令和12年度には、最終的には10年前と同程度までの漁獲量を回復ということで、目標444万トンという数字を設定したということでございます。

遠洋漁業につきましては、国際ルールが結構複雑にございまして、しっかり遵守していかないといけないということがございます。また、不法な漁業がないように、IUU漁業なども根絶させていくために、水産流通適正化法という法律も整えまして、しっかり対応していくことになっているということでございます。

養殖業につきましては、これは内水面養殖と海面養殖というのがございますけれども、基本的には養殖というものにしっかり取り組んでいくというのが、まず一義的に重要だと思っております、これも成長戦略に位置付けていこうということになりまして、先ほど御説明しましたけれども、昨年の7月に養殖の成長戦略というのを策定したということでございます。

輸出につきましても、政府全体で5兆円という目標を設定しておりまして、水産も1.2兆円分貢献しないといけないということになっておりますので、養殖を中心にしっかり輸出も確保していくという決意でございます。

総括は以上でございます。

続いて、石井委員からの御質問についてでございます。水産資源のMSYの関係だと思えますけれども、これは量かということでございますけれども、最大持続生産量ということでございまして、量で策定していくということになります。

国際的な協定との関係でございますけれども、正に御指摘のとおり、協定を脱退するか、それとも参画するかというのは、我が国の漁業者の漁獲の実績、状況を踏まえながら選択していくということになってございまして、今回脱退したところは実績がなく、そして今後も実績が見込まれないということで、漁業者の声なども反映して対応したということでございます。

3番目、養殖業につきましては、確かなかなか伸び悩んでいるところは、新型コロナの影響とかもいろいろございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、養殖の成長戦略を策定いたしまして、これから輸出の中心的立ち位置になるように取り組んでいかないといけないと思っております。

養殖業につきましては、沖合養殖ですとか、陸上養殖とか、いろんな可能性が出てきてございますので、そうしたものに我々としても支援しながら、養殖業の発展、輸出の促進に貢献してまいりたいというふうに思っております。

4番目の御質問でございましたけれども、輸出の関係でございました。これは10年後、330万トンから444万トンということで、輸出につきましては養殖もしっかり対応していかないといけないと思っております。漁船漁業につきましても、資源管理を科学的根拠に基づいてしっかり対応することによって、目標を達成していきたいというふうに思っております。

続きまして、智田委員からでございます。

資源評価の新しい取組につきまして、しっかりシナリオを描いていくということになっているところでございますが、これにつきまして、もう少し詳しくということでございます。

これは、基本的には、まず適切な資源管理前提の資源調査というのを、研究所ですとか水産庁、そして漁業者の皆様にも御協力いただき、漁獲の報告などをしていただきながら行うということがございます。それに基づきまして、資源評価をしっかりしていくということございまして、これまで50種類ぐらいだった資源評価の対象魚種を、令和5年度までに200種程度までに拡充するということになってございます。その上で、水産資源につきましての管理を、科学的根拠に基づいてMSYという、最大持続生産量という方法でやっていくということになってございます。

これは、今までは過去のトレンドからどのぐらいの量を捕っていくのかというのを決めていたんですけれども、量が少ないと親魚から子供が生まれにくくなるので、当然その資源の回復量というのは悪くなるんですけれども、逆に、一定の量を超えてたくさん魚がいると、それはそれで餌の争いとかがあって、なかなか漁獲量というのが上がってこないということがござい

ますので、ちょうどぴったりの最大の回復量が図れる量というものを、MSYとして科学的根拠に基づいて整理することによって、しっかり資源管理をしていくということでございます。そうしたことに基づいて、TACによる管理、IQによる管理というのを今後、法律に基づき進めていくということでございます。

2点目、これは非常に難しい御質問を頂きましたけれども、不漁が起きていて、今後どうしていくのかという、いろんな海面の環境の変化にどう対応していくのかと、シナリオについての説明ということでございましたけれども、まずは今申し上げましたとおり、科学的根拠に基づく資源管理をしっかりやっていくということが、1丁目1番地だと思っております。

その上で要因を分析しながら、例えば産卵場所が移動してしまっているようでありましたら、そうしたところに藻場を育成したりとか、そういったこともしていけないといけませんし、あとは、外国の漁船がたくさん捕っているとか、場合によっては違法で捕っているような状況がございましたら、そうしたことの解消に向けて国際交渉していかないといけないと思っておりますし、あとは、基本的には1種類の漁法だけだと、なかなかリスク分散というのが図られないということがございますので、漁業者の所得を高めていくためには、複数の魚種について例えば許可を差し上げるとか、あと、マルチパーパスでいろんな目的で捕れるような船を開発するとか、そうした取組が必要だと思っております。

あと、資源面につきましても、捕れる魚がどんどん変わってまいりますので、未利用魚も浜に打ち上げられます。こうしたものもしっかり御理解を頂きながら、水産加工業者などとも連携して、しっかり活用していただくことが大切だろうというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○藤原水産庁管理調整課長補佐 すみません、資源管理関係でちょっと補足させてください。水産庁管理調整課の藤原と申します。よろしく申し上げます。

石井委員から御質問のありました資源評価のところにつきまして、先ほども河村課長の方から申し上げたとおり、MSYベースの目標にしていくということですが、今回この指標として出している割合というのは、魚種の数の割合でございます。ですので、石井委員がおっしゃったように、今後、TAC魚種というものを新たに検討していく中で、これが増えていくということで、今後の方向性と合致した目標になっているというふうに考えております。

また、智田委員からございました、国際的に資源評価を高めていくというのは、正に国際水準というのが、MSYベースの資源評価というのが国際水準に当たるわけでございます。これをどんどん進めていくということで、河村課長からもありましたとおり、昨年9月に新たな資

源管理の推進に向けたロードマップというものを決定、公表させていただきました。さらに、今年の3月にTAC魚種拡大に向けたスケジュールということで公表させていただいておりまして、それに従って随時進めていきたいというふうに考えております。

以上、補足でございます。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。

委員の先生方からほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

ないようでございますけれども、このセッションを終わる前に、本日御欠席の竹本委員から政策評価全体についての御意見を預かっておりますので、紹介させていただきたいと思っております。

紹介する御意見の内容は、「政策評価に当たっては、結果が良いものについて成功要因を分析することも重要です。この結果を生かすことがより良い政策立案等につながっていると考えています」と、こういう御意見を頂戴しておりますので、この意見も本日の御出席の委員の皆様方の他の意見と併せて、省内で共有したいと考えております。

特に改めて御意見が、委員の先生方からもないようであれば、このセッションを終了したいと思っております。

水産庁の皆さん、どうもありがとうございました。

○河村水産庁漁政部企画課長 ありがとうございます。

(説明者退室)

○常葉広報評価課長 それでは、予定していた議題は以上でございますので、改めて委員の先生方から特に何かなければ、私の方から政策評価の今後のスケジュールについて御説明をしたいと思います。

まず、本日の議事録につきましては、8月中旬以降に委員の皆様方に確認の依頼を行いまして、その後公表することとしたいと考えております。

また、政策評価書及び令和3年度事前分析表については、未記入欄に記入・修正の上、8月末に公表予定としてございます。

最後になりますけれども、改めてまた委員の先生方から御意見等、御質問等がございましたら、まず時間がこんなに超過してしまったことで、大変恐縮でございます、お詫び申し上げますけれども、何かございますれば、この場でと思っておりますけれども、ございますでしょうか。

○南島委員 すみません。

○常葉広報評価課長 南島委員から御発言を頂けるようですが、南島委員、お願いします。

○南島委員 南島でございます。時間が押し迫っているところで申し訳ありません。簡単に申

上げたいと思います。

この委員会に初めて参加させていただきましたけれども、大変充実した政策評価の取組を行っていただいているものと思っております。その上で3点ほどちょっと申し上げたいと思います。

1点目は、目標到達年度までに目標を達成できないような指標が幾つかございましたけれども、チェックしていただいて、見直ししていただいた方がいいのではないかと、やはり思っております。これが1点目でございます。

2点目ですけれども、政策評価において重要なのは、有効性論議、先ほどもちょっと御指摘ございましたけれども、有効性の議論であると思います。その観点からいいますと、高い実績が出たものとかPRできるものというのを、もっと重視していただいてもいいのではないかと、これをちょっと申し上げておきたいと思います。

3点目でございますけれども、基本計画で森林・林業の方では評価が付いておりましたけれども、これと政策分野の評価と測定指標と、この三つ、リンクするのが望ましいんですが、リンクしていないというふうな現状があると。リンクしていないものについては、もちろん指標の見直しを行っていただくということが考えられますし、それをしているのだというふうに思っておりますけれども、ひょっとしたら難しいものも多々あるのではないかと思います。今日は伺っておりました。そういう難しいものについては、単純な評語の説明、特に政策分野評価ですけれども、説明だけではなくて、記述的なレビューのウエイトをもっと高めていただいた方が、実態との乖離は大きくならないのではないかとこのように感じた次第でございます。

以上でございます。

○常葉広報評価課長 大変重要な御指摘をありがとうございます。

今の御意見、御発言につきましても、省内に共有して今後役に立てていきたいと思っております。

古賀委員から挙手が挙がっているようでございますが。

○古賀委員 恐れ入ります、もう時間も足りないところで失礼します。

私もこの会議に初めて参加させていただいております。いろんな技術面とか、そういった分析とか指標とかの設定面があるかと思っておりますけれども、総じて今後の農林水産業の指標とか評価等々については、農林水産業に関わる事業後継者といえますか、若い人たちがこれから夢が持てるような、そういう指標評価の内容であっていただきたいと思っております。

以上です。

○常葉広報評価課長 ありがとうございます。これも大いに参考にさせていただきたいと思
います。どうも誠にありがとうございます。

ほかに先生方からございましたら、挙手ボタンを押していただきたいと思いますが、いかが
でしょうか。

それでは、よろしいでしょうか。

大変長時間にわたりまして、しかも大変大きく超過してしまいまして、つたない進行で申し
訳ございませんでした。

それでは、そろそろ、本日は大変充実した議論を頂きましたので、これにてお開きとさせて
いただきたいと思います。令和3年度の農林水産省政策評価第三者委員会を終了したいと思います。
ます。

本日は長時間、どうもありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

午後 5時35分 閉会